

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手帳				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
1. 女性の参画拡大に向けた取組										
(1) 行政分野										
	① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努める。今後、同法に基づき、事業主たる各府省は、今後作成する特定事業主行動計画において、女性の採用・登用等について積極的な取組を盛り込むよう努め、行政分野における女性の参画を拡大する。また、国は、各地方公共団体の推進計画等を通じた地域における女性活躍に向けた取組や、事業主たる地方公共団体が今後作成する特定事業主行動計画による各団体の実情に即した積極的な取組を支援する。また、各府省及び地方公共団体が同法に基づいて行う、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、適切な形で「見える化」するための取組を検討し、平成28年4月の施行に合わせて実施する。	女性活躍推進状況サイト(仮称)の開設	平成27年8月28日に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)(以下「女性活躍推進法」という)では、国及び地方公共団体に対し、特定事業主行動計画の策定・公表、当該事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表、及び女性の職業生活における活躍に関する情報の定期的な公表を義務づけている。加えて、同法では、地方公共団体に対し、女性活躍に係る推進計画の策定に努めることを求めていることから、これらの策定状況、内容、取組の実施状況等をフォローアップし広く一般に情報提供を行うことが必要となる。 女性活躍推進法に基づき、国の機関及び約1,800の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について、とりまとめて公表することにより、国の機関・地方公共団体における女性活躍に向けた更なる取組の促進を図る。	女性活躍推進法に基づき、国の機関及び約1,800の都道府県・市区町村等の特定事業主が策定する事業主行動計画における数値目標や、当該行動計画に基づく取組の実施状況、都道府県・市区町村推進計画等について一覧で閲覧することができるフォローアップサイトを開設し関係機関のホームページとのリンクも設定しつつ、広く一般にわかりやすい形で情報提供を行う。	—	7,514	○	—	内閣府	
	② 国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、職員数の男女比に応じた各役職段階への登用につながるよう、「女性職員登用加速化重点項目」として以下の取組を強力に推進する。 ・柔軟な人事管理と管理職の意識の革新 若手からのキャリア育成支援、育児等を理由に昇任を希望しない等の結果として昇任が遅れている中堅女性職員のキャッチアップ、育児中職員の支援の充実、女性の国家公務員志望者拡大に資する戦略的広報の拡充 ・柔軟な人事管理と管理職の意識の革新 年次にとられない積極的な女性登用、女性職員の計画的育成の ための柔軟な人事管理の実施、転勤を育児期等のキャリア形成の阻害要因にしないための方策の検討、女性職員活躍・ワーク・ライフ・バランス推進に係る現状把握、課題分析のための指標の開発、全管理職員を対象とした意識改革、女性職員の活躍・男女のワーク・ライフ・バランスを進める管理職に対する適切な人事評価の徹底 ・男女双方の働き方改革 今夏からの「夏の生活スタイル変革」(ゆう活)、フレックスタイム制度導入の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進、より効率的な勤務時間管理手法の検討	女性職員登用加速化重点項目	女性国家公務員の採用については、将来における登用の拡大に資するよう、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30%以上とすることを目標としてきたところ。平成27年4月1日における女性の採用割合は31.5%となり、目標を達成した。 女性国家公務員の登用については、第3次男女共同参画基本計画において、指定職3%程度、本省課室長相当職以上5%程度、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上10%程度という目標が掲げられているところ。平成26年9月時点で指定職が2.8%、本省課室長相当職以上が3.3%、平成26年1月時点で国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上が5.6%となっており、2年前に比べ大きく拡大するなど安倍政権となってから着実に上昇している。 まず「随より始めよ」の観点から、「女性職員登用加速化重点項目」を定め、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくこととした。	平成26年10月17日に内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成される会議において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を決定した。各府省は、女性職員の採用・登用に関する新たな目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。 また、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、 ・女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的な育成、 ・イクボス及び女性職員の活躍促進に資する取組を行う管理職を増やすため、新たな研修の実施及び管理職全員が受講するeラーニング開発、 ・ワークライフバランス実現のために、今夏からの「ゆう活」、フレックスタイム制度導入の検討等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を強力に推進していく。	26,851	78,609	—	—	内閣人事局	
	③ 地方公務員における女性の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に即した自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、自治大学校における女性向け幹部登用研修など女性地方公務員の人材育成を推進するとともに、女性地方公務員の登用に当たった課題を把握し、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行う。	地方公務員における女性の活躍推進	地方公共団体には地方自治が保障されていること(憲法第92条)、地方公共団体の団体の規模や地域の状況も様々であることから、国としては、地方公共団体が各団体の実情に即した自主的な取組を行うことを支援する観点に立つことが必要。 地方公共団体の女性職員の更なる活躍推進に向けては、平成27年8月28日に女性活躍推進法が成立したことを受け、各地方公共団体の特定事業主行動計画の策定支援を含め、各地方公共団体が主体的に地域の実情に即した取組を更に進められるよう、必要な情報提供や助言に取り組む必要がある。	・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、女性地方公務員の人材育成を促進する。 ・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、女性地方公務員の登用に当たった課題を把握するとともに、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行う。	—	—	—	—	総務省	
(2) 経済分野										
	① 女性活躍推進法案の成立を受け、同法の着実な施行に努めるとともに、女性活躍のための採用・登用の促進や労働環境の整備について、中小企業に対する相談支援体制の構築や課題分析を行うツールの提供等の支援を進める。また、事業主が同法に基づいて行う、一般事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表をより効果的なものとするため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」のデータベースにより多くの企業情報を集約させるとともに、求職者のユーザビリティ向上に向けた拡充を図るなど、企業の取組の「見える化」を推進することにより、女性が活躍しやすい企業であるほど優秀な人材が集まる社会環境を整備し、企業における女性の活躍をより一層加速化させる。	中小企業のための女性活躍推進事業(仮称)	平成28年4月から、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等が大企業に義務化されるが、努力義務化される中小企業においても、女性の活躍推進の重要性を理解し、取組を加速化させていくことが必要である。	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、中小企業に対する相談支援体制の構築について、平成28年度概算要求に盛り込んだところ。	—	286,512	—	—	厚生労働省	
		ポジティブ・アクション「見える化」事業	女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たっては、的確な現状分析や行動計画の策定・実施が効果的であるが、企業によってはノウハウがないところもあることから、課題分析と取組を支援するツールが必要である。	各企業が、女性活躍推進法に基づく行動計画策定の前提となる女性の活躍状況の把握や解決すべき課題の分析を的確に行うことができるよう、支援ツールを作成し、インターネットで公表することを予定。	35,920	—	—	年内を目処に実施予定	厚生労働省	
		女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業の女性の活躍推進に向けた取組のインセンティブ強化のため、女性の活躍に関する情報を一覧化し、ユーザビリティを高め、女性の活躍に積極的に取り組むほどユーザーに選ばれる社会環境をつつていくことが重要である。	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、女性活躍推進法に基づく開示情報も含めた一層の情報集約やユーザビリティの向上について、平成28年度概算要求に盛り込んだところ。	73,003	136,018	—	—	厚生労働省	
	② 各企業の人事担当の意識が女性登用に積極的になるよう、女性活躍推進法案に基づき、各企業が行動計画を策定する際に踏まえることとされる指針において、効果的な取組を盛り込むことを含め検討するとともに、好事例の展開など広報啓発活動などを行う。また、民間企業において女性の管理職としての中途採用が行いやすくなるよう、現行の労働法令等の解釈・運用の在り方を見直す。	女性活躍推進法周知広報等経費	女性活躍推進法の施行に併せて、女性の管理職等への登用について、企業の取組を促進するよう、効果的な取組についての指針での例示や周知等を積極的に行う必要がある。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針において、各企業において取り組むことが考えられる女性の管理職登用にに向けた効果的な取組を規定することも含め、労働政策審議会において検討する。また、女性活躍推進法の施行に当たっては、各地で事業主に対する説明会を実施する際に具体的な好事例等も含めて周知啓発を行う。	—	5,521	—	—	法令・制度改正 ・平成27年9月3日：労働政策審議会において検討開始 ・平成27年10月中の事業主行動計画策定指針の公布を目指し検討予定	厚生労働省
		女性管理職の中途採用を行いやすくなるための均等法関連指針の見直し	女性活躍推進法に基づき、企業が女性の活躍推進に向けた積極的な取組を行うことが期待される中、民間企業において、女性の管理職としての中途採用が行いやすくなるよう、現行法令の解釈・運用の在り方を見直す。	労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針第2の14においては、男女雇用機会均等法第8条に定めるポジティブ・アクションとして労働者の募集・採用に当たって女性を優先的に取り扱うことが可能である範囲を定めているが、この解釈・運用の在り方について、労働政策審議会において検討を行う。	—	—	—	—	法令・制度改正 ・平成27年9月下旬：労働政策審議会において検討開始 ・年内の改正性差別指針の公布を目指し検討予定	厚生労働省
	③ 女性役員の更なる登用促進に向けて、今年度の株主総会シーズンから記載が義務付けられた有価証券報告書における女性役員情報を集約し、適切な形で「見える化」を行う。加えて、役員候補等となり得る女性への研修などを関係団体と連携して実施することにより、女性が昇進意欲を持って働くことができる環境整備を図る。	女性役員の更なる登用促進に向けた取組の推進	民間企業における女性役員が少ない原因として、企業における自主的な取組が十分でないことや、そもそも役員となり得る女性人材の母数が不足していることが考えられることから、情報の「見える化」を通じて企業の自主的な取組に向けたインセンティブを与えるとともに、人材育成に向けた各種取組を促進することが必要である。	・有価証券報告書における女性役員情報を適切な形に整理した上で、関連するウェブサイトでの公表など、適切な形で「見える化」を行うための検討を進める。(内閣府、金融庁) ・経団連等関係団体が実施する女性人材の育成に係る取組について、共催や後援などを含め、必要に応じて様々な形で支援を検討する。(内閣府) ※平成26年10月 有価証券報告書等において、役員的女性比率等の記載を義務付け(内閣府令改正(平成27年3月31日施行)) → 平成27年の株主総会シーズン以降、順次開示	—	—	—	—	HPでの掲載、働きかけ等を検討	内閣府 金融庁
(3) 司法分野										
	① 将来法曹となり得る女性人材の効果的な育成のため、法科大学院における公的支援の取組の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組などの法科大学院における先導的な優れた取組促進に向けて、加算に当たった着重点の例として、女性法曹輩出のための取組を挙げることを検討するとともに、女性法曹輩出のための取組を行っている法科大学院の好事例を各法科大学院に周知する。	法科大学院における取組の好事例の周知等	各法科大学院における教育の中の先導的な優れた取組を促進することにより、教育の質の向上を図る。	公的支援の取組の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組も含め、優れた先導的な取組と評価された事例について、各法科大学院に周知しているところ。 今後は、こうした取組を更に普及させていくため、加算に当たった着重点の例として、女性法曹輩出のための取組を挙げることも検討していく予定。	—	—	—	—	文部科学省	
	② 検察官については継続就業のための環境整備に引き続き配慮する取組を進め、裁判官についても同様の取組を行うよう期待する。	検察官の継続就業のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍推進	・年次休暇の取得促進 ・育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進 ・転勤先の保育所の確保が必要な場合における可能な限り早期に内示を行うなどの配慮	—	—	—	—	法務省	

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手帳				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
4 教育分野										
		—	学校現場における女性教員の仕事と家庭の両立に資するべく、育児休業取得の実態把握等を行い、男女ともに仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。	毎年度実施している「公立学校教職員の人事行政状況調査」において、公立学校教職員の育児休業等の取得実態について調査を実施する。	—	—	—	—	文部科学省	
①	初等中等教育分野における男女共同参画を促進するため、以下の取組等を推進する。	各種研修等への参加教員における女性枠の設定及び女性管理職登用に向けた意識づけ、ネットワークへの参加促進	学校教育の現場においては、女性教員の割合に比して、教頭以上に占める女性の割合が低いという実態がある。女性教員が管理職を希望しない理由として、仕事と家庭の両立が難しい、責任が重たすぎる、一教諭として児童・生徒に向き合いたいなどの意見があることから、これらに対応した取組を進める。	女性教員が管理職への昇任を希望し、また実現することが容易になるよう、独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識づけや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。	—	1,111,105の内数	—	—	文部科学省	
②	男女問わず、教員や大学生等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、大学等の教育・研究機関における学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの整備を促進する。	地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討	学びを通じた女性の活躍を促進するためには、女性が出産や育児等と学びを両立できる環境の整備が必要不可欠である。しかしながら、大学等における保育所の整備は十分に進んでおらず、学生の受入れや学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに応えられていない現状がある。一方、地方自治体においては待機児童の解消が課題となっている地域もあり、保育所の設置場所の確保について困難を抱えていることから、これらに対応するための取組を推進する。	大学等と地域の双方にとって有用な保育環境の在り方について、関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図る。	—	24,472	—	—	文部科学省	
5 農業分野										
①	農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合を増加させるため、国会で審議中の農協改革関連法案において、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する規定を置くなど女性の参画拡大に向けた取組を進める。また、女性リーダーを育成するための研修の充実など、農村における女性の活躍推進に向けた取組を進める。	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。	・農地利用の最適化を促進するため、農業委員の選出方法を公選制から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制とし、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなどの見直しを行う。 ・農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする観点から、経営目的を明確化する見直しを行うとともに、責任ある経営体制を確立するため、農協の理事の過半数を原則として認定農業者等とするとともに、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮する規定を置くなどの見直しを行う。	—	—	—	—	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行)	農林水産省
②	女性農業者が働きやすい環境の整備を進めるため、女性活躍推進に取り組む農業法人等の増大に向けた表彰の実施や、民間企業等とも連携した女性農業経営者のネットワークの強化などの取組を進める。	輝く女性農業経営者育成事業	女性は、農林水産業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても大きく期待されており、農林水産業の成長産業化に向けて、その能力が一層発揮されるよう支援していくことが必要。	次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成を支援。また、女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰を通じて、女性の活躍を推進。	120,000	120,000	—	—	農林水産省	
2 社会の課題解決を主導する女性の育成										
(1) 科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成										
①	理工系女性を一貫して支援するため、関係府省や経済界、学界、民間団体など産学官からなる支援体制「リコチャレ支援ネットワーク」(仮称)を構築する。初等中等教育段階からの女子生徒等及び親・教師に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、国内外の理工系女子ネットワークの促進、進学・就職情報支援、産業界で活躍する理工系女子を始めとしたロールモデルに対する表彰等を総合的に実施する。	理工系女性を一貫して支援するための産学官からなる支援体制の構築	我が国の持続的成長を確保するためには、研究者・技術者・技能者など、科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成を大胆に進める必要がある。理工系分野を進路選択する女性がそもそも少ない現状を踏まえ、理工系を実質的な選択肢として意識でき、かつ進学や就職などの各段階で理工系選択がより容易となるよう支援する。	女子生徒等の理工系分野への進路選択を推進するため、内閣府が中心となり、関係府省、経済団体、研究機関、及び学術団体等と連携ネットワークを構築し、 ・女子中高生や保護者等を対象としたシンポジウム ・女子高校生等を対象に、地方公共団体と連携した地域における理工系女性人材育成等を目的としたセミナー ・海外の理工系女性人材に関する調査・研究 ・内閣府「理工系チャレンジ」サイトの拡充 等の取組を実施する。また、地方における理工系女性人材の育成を促進するための情報提供をあわせて行う。	—	40,931	—	—	内閣府	
		女子中高生の理系進路選択支援プログラム	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(例:コンソーシアムや運営委員会等) ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築(例:学校訪問による全生徒を対象とした取組等) ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択可能な環境・土壌の構築(例:イベントの開催等) ・複数年度化による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構(以下JST)による効果的な側面の支援(例:事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) これまで興味関心が薄く、または、文理選択に迷う女子中高生に、効果的にアプローチするために、中学校や高校への学校訪問による、全生徒を対象とした取組 ・教員や保護者を対象としたイベントの実施による、女子生徒の理系選択が可能な環境・土壌の構築などを実施したいと考えている。	15,000	30,000	—	—	文部科学省	
		理系女性活躍促進支援事業	理系女性の活躍促進のため、理系女性が身につけるべきスキルの見える化を行う。	理系女性自身が持っているスキルと産業界が求めるスキルの見える化を行うことにより、女性自身がどのようなスキルを身につければ良いか把握できるような仕組みを構築する。	—	300,000の内数	—	—	経済産業省	
		女性の活躍促進企業に係る国土交通大臣表彰	所管事業の健全な発展を実現するとともに「女性が輝く社会」の実現に国土交通分野から寄与することを目的とする。	国土交通分野の所管する事業であって、女性が活躍できる「現場」の環境改善や女性従業員の能力開発において、他の模範となるような顕著な功績があった企業を表彰する。	—	74,000の内数	—	—	国土交通省	
		「もっと女性が活躍できる建設業」推進パッケージ	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、女性の活躍は業界に新たな活力をもたらすほか、建設業の魅力高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保の柱の一つに位置づけ、業界の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 現在、昨年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指して官民挙げた様々な取組が実施されている。地域レベルでの活動を含め、一定の機運の盛り上がりが見えつつある中、女性の更なる活躍推進にあたっては、女性リーダーの育成、女性技能者に向けた現場環境の整備や他産業連携など、優先して取り組むべき課題が明らかになってきている。今年度は、現在見ている機運を業界全体で持続・浸透させ、取組を加速化するために、重点課題に即応した総合的な対策を推進することが重要。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、「5年以内女性倍増」を実現するための官民挙げた取組の加速化を行うために、以下の施策を講じ、建設業での女性活躍における重点課題への総合的な対策を「パッケージ」として推進する。 ・企業・業界・行政等のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍に向けた活動の更なる深化と定着の推進(継続) ・建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層の育成・充実(新規) ・民間建設現場をはじめとした、女性技能者が働きやすいモデル工事現場への支援と普及推進(新規) ・他業界(メーカー等)のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備し、女性活躍に役立つ創意や工夫を取込(新規)	50,000	80,000	—	—	国土交通省	
		地域の経済・雇用を支える造船業の担い手の確保・育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、これまで女性の活躍は十分進んでいないが、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあり、大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍を促進するための取組みを推進する必要がある。	・造船業を目指す若者の拡大を図るため、女性を含む学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるためのインターンシップ等の地域の取組みへの支援 ・造船業の労働災害を減らすとともに、魅力向上を図るための、女性や未熟練者への配慮等を含む、造船業に特有の作業環境における効果的・持続的な労働安全対策の促進 ・男性中心の力仕事イメージが強い造船業において、女性の就業・活躍の拡大を図るための、女性が就労しやすい現場環境づくりに向けた先駆的な取組の促進	96,628の内数	120,000の内数	—	—	国土交通省	
		獣医師就業支援対策事業	近年、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が相次いで発生するとともに、畜産物の安全性に対する社会的関心が高まる中、家畜防疫及び畜産物の安全確保に重要な役割を担う獣医師に対するニーズと、その技術水準の向上に対する期待はますます高くなっている。 そのような中、女性獣医師は20～30歳代で獣医師の約半数を占めるとともに、獣医学生の約半数も女性であり、今後も女性獣医師の増加が見込まれる状況にあるが、出産等を理由に離職する女性獣医師が多い。そのため、産業動物分野において女性獣医師が生産を通じてその能力を発揮できるよう、生活スタイルに合う形での職場への復帰や再就職に向けたスキルアップ等の支援対策に取り組む必要がある。	畜産現場において家畜診療や家畜衛生を担う産業動物獣医師の育成と確保に向け、獣医女子学生を対象とした女性獣医師によるセミナーや職場体験を実施するとともに、女性獣医師の職場復帰・再就職を支援するための研修会や雇用者向けの女性獣医師の職場環境を整備するための講習会を実施。	8,500	9,562	—	—	農林水産省	

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組方針				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
② 理工系に進学を希望する女性の機会拡大を図るため、大学、高等専門学校等に進学する経済的に困難かつ優秀な女子学生等に対して、奨学金や授業料免除などによる経済的支援を行う。また、国立大学における、女性研究者等多様な人材による教員組織の構築に向けた取組や、女子生徒の理工系学部への進学を促進する取組等を学長のマネジメント実績として評価し、運営費交付金の配分に反映するとともに、私立大学等経常費補助金において、女性研究者向けの柔軟な勤務体制の構築など、女性研究者支援を行う私立大学等の取組を支援する。 加えて、「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)等を活用した地域における意識啓発イベントや「理工チャレンジ」サイト等を通じた情報発信、地方創生枠による奨学金等も活用し、地方における地域の未来を担う理工系女性人材の育成や地方定着につながる取組を促進する。 併せて、高等教育において理工系を志望する女性人材の増加を図るため、スーパーサイエンスハイスクールにおける女子生徒に対する理工系教育に関する好事例の収集や他の高校等への情報提供を行う。	理工系女性を一貫して支援するための産学官からなる支援体制の構築(2(1)①再掲)	—	—	—	—	—	—	内閣府	
	高等教育における教育費負担軽減の充実	高等教育への支出はその大半が家計負担に帰しており、経済的な理由により大学進学や入学後の修学の継続を断念するなどの例が顕在化していることから、教育費負担軽減が急務。	・独立行政法人日本学生支援機構 大学等奨学金事業 独立行政法人日本学生支援機構の大学等奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の経済的な理由により修学に困難がある優れた学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、無利息又は低利息で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。 平成28年度要求では、①無利子奨学金の貸与人員を増員し「有利子から無利子へ」の流れの加速、②より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。 ・国立大学の授業料減免の充実 理工系に進学を希望する女性を含め、国立大学に進学する経済的に困難かつ優秀な学生に対して、授業料免除等による経済的支援を行う。	92,098,785	117,723,184	—	—	—	文科省
	私立大学等経常費補助金	我が国の女性研究者数は増加傾向にあるが、研究活動を継続するうえで、出産・育児・介護等との両立が困難などの理由から、その割合は、諸外国と比較して低い状況にある。	・私立大学等経常費補助金(授業料減免) 経済的に就学困難な学生を対象とした授業料減免を行う大学等への支援の充実等を図るとともに、学内ワークステディへの支援など学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援する。 ・国立高等専門学校の授業料減免の充実 理工系に進学を希望する女性を含め、国立高等専門学校に進学する経済的に困難かつ優秀な学生に対して、授業料免除等による経済的支援を行う。	30,737,628	31,982,278	—	—	—	文科省
	国立大学の学長のリーダーシップによる女性活躍促進支援(国立大学法人運営費交付金)	学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、組織の強み・特色や機能を最大限発揮できるように、女性の活躍促進を含め、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や学内資源配分の見直しを促進するための仕組みとして、国立大学法人運営費交付金中に、「学長の裁量による経費(仮称)」を新たに区分する。	「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について」(第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会審議まとめ)では、平成28年度から始まる第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金に「学長の裁量による経費(仮称)」を新たに区分することとされている。 この「学長の裁量による経費(仮称)」により、女性の活躍促進(たとえば女性研究者等多様な人材による教員組織の構築や、女子学生の理工系学部への進学の促進等)を含め、学生・教員構成の多様化や教員の能力の一層の発揮を通じた教育研究の質の向上に係る取組等を支援する。 「学長の裁量による経費(仮称)」による取組の実施状況については、有識者の意見を踏まえつつ、当該経費を活用した各国立大学における業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。	—	1,136,512,779の内数	—	—	—	文科省
	スーパーサイエンスハイスクール	将来の国際的な科学技術関係人材を育成することを目的として、平成14年度から実施。	先進的な数理系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する。	2,361,000	2,378,000	—	—	—	文科省
③ 女性医師の更なる活躍に向けて、復職支援や勤務体制の柔軟化(短時間勤務や当直等の配慮)、チーム医療の推進、複数主治医制の導入、地域の医療機関との連携など、女性医師が活躍するためのモデル的な取組を実施・普及する。また、女性医師を含め医療従事者の定着・離職防止を図るため、勤務環境の改善に向けた各医療機関の計画的かつ自主的な取組(医療機関の実情に応じ、医療クラーウ等)の補助職の活用や勤務体制の工夫等)を推進する。	女性医師キャリア支援モデル普及推進事業	近年、医師における女性の割合が高まっており、医師全体の約2割、国家試験合格者では約3分の1が女性となっている。一方、女性医師の中には、出産・育児等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師の働き続けやすい環境整備の在り方が課題となっている。 このような状況を踏まえ、当事業において、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及するための経費等を支援することで、地域の医療機関における女性医師支援の充実を図ることを目的とする。	女性医師等のキャリア支援の一層の充実に向け、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として位置づけ、地域の医療機関に普及可能な「効果的支援モデル」の構築に向けた必要経費を補助する。 地域の女性医師支援の中核機関として、女性医師支援の相談指導のためのスタッフの派遣や、ワークショップの開催など「効果的支援モデル」の普及啓発活動等を行う。 女性医師のさらなる活躍を支援するシンポジウムを開催し、「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」の取組や女性医師支援の好事例等の紹介を行う。	20,608	37,586	—	—	厚生労働省	
	医学教育モデル・コア・カリキュラムの周知	各大学における医学教育の中で、キャリア教育を推進する。	医学教育モデル・コア・カリキュラムの中で、「医師として求められる基本的な資質」として、「(自己研鑽)男女を問わずキャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有する」ことを記載しており、各大学における医学教育の中でキャリア教育が推進されるよう、これを周知する。	—	—	—	—	文科省	
2) 国連など国際機関等で活躍する日本人(女性)の飛躍的増加									
① 国連が女性職員の採用に力を入れている中、以下の取組を通じ、「国際機関における邦人職員増強戦略」を強力に推進し、2025年までに国連関係機関の邦人職員を1000人とするを目標とする。	・ 外務省のJPO(Junior Professional Officer)派遣制度を通じた若手日本人女性の送り込みを強化するとともに、JPO派遣職員の正規ポスト獲得支援や国際機関に対する採用の働きかけを強化する。	国際機関の邦人職員増強	90年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、更には日本の「正しい姿」の発信に繋がることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上も極めて重要である。しかし、国際機関に勤務する日本人職員数は、例えば国連事務局においては、同事務局が定める「望ましい職員数」の1/3にとどまるなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委の「第5回アフリカ開発会議(TIGAD V)」の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議で「国際機関における邦人役職員の更なる増強を含め我が国の人的貢献のより一層の拡充を図ることが求められ、また、平成27年6月閣議決定の『日本再興戦略』改訂2015』の工程表で、2025年までに国連関係機関の邦人職員を1000人とする目標(現在768人)が立てられるなど、政府一体となって邦人職員増加に向けた取組を一層強化することが求められている。	・JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。昨年度までは概ね30～40人を派遣していたが、今年度以降は前述の目標を達成すべく60名以上を派遣する予定。なお、2003年以降の派遣者のうち女性の割合は約70.8%となっている。 ・潜在的な候補者の発掘・育成 過去にJPOとして派遣され、現在は国際機関で勤務していない者への採用支援や広報の強化を図る。 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけるような研修等を実施する。 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンス、スーパーグローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演を実施する。 また、次世代を担う世代が国連に関心をもち、日本のこれまでの国連への貢献や国連の活動の重要性を認識する契機となる広報啓発活動を行う。具体的には、将来国際機関を目指す人材の育成に繋げるべく、若者を主なターゲットとした事業(高校生「国連検定」全国大会や小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会等)を実施する。 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省と定期的に情報交換の場を設ける。	1,657,773	2,045,372	○	—	外務省
	・ 平和構築・開発におけるグローバル人材の育成を強化する。	「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」	紛争後の平和の定着や復興、国造り支援に携わる多様な分野における文民専門家の役割が益々重要視され、ニーズが高まっている。そのような中で、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国としても平和構築・開発分野での貢献を果たすべく、同分野における人材育成に取り組むことが重要である。本事業で人材育成等を実施することにより、平和構築・開発分野の国際機関における我が国のプレゼンスの強化が見込まれる。	平和構築・開発分野で活躍できる人材の増強を目的として、人材の発掘・育成・キャリア構築支援を包括的に行う。具体的には各種研修コース(エントリー・レベル、ミッドキャリア・レベル、JPO派遣者対象)、キャリア構築支援、国際機関等の人材ニーズ調査、海外の人材育成・訓練機関との関係強化及び広報・人材発掘を実施。	132,508	130,743	—	—	外務省
	・ 日本人留学生・社会人等に対する国際機関等の就職に対する積極的なガイダンスの実施、スーパーグローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演等、国際機関等で働く魅力やその実現方法を伝える機会も増加させる。	国際機関の邦人職員増強(2(2)①再掲)	—	—	—	—	—	—	外務省
	・ 関係府省間のネットワークの強化などの取組を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—
② 将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成に向けて、以下の取組を通じ2020年までの日本人留学生倍増を目指す	・ 留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」により、海外留学や国際機関へのインターンシップに対する機運醸成を図り、官民協働海外留学支援制度等による留学支援を実施する。	トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、2020年までに我が国の学生の海外留学を倍増するという目標の達成に向け、留学機会を将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設。	・民間企業等の協力を得て、意欲と能力のある若者の海外留学を官民協働で支援。 ・派遣留学生として採用された学生等を対象に行われる事前・事後研修において、世界中で活躍している様々な分野の若手リーダーとして世界経済フォーラムで選出されるヤング・グローバル・リーダーズ(YGL)等を迎へし、国際的な活動内容や経験について講演を依頼。	—	—	—	—	民間企業・団体からの寄附金を活用 文科省
	・ 我が国の大学と外国の大学が連名で学位を授与するジョイント・ディグリー制度(国際連携教育課程制度)の導入等、大学等における留学環境の整備を促進する。	ジョイント・ディグリー	意欲と能力のある若者の外国留学を促進する仕組みとして、外国の大学との共同プログラムの開設や共同での学位授与など、質の保証を伴った魅力ある体制の整備が必要との議論が、これまで中央教育審議会を始めとしてなされてきたところ。 こうした認識の下、外国の大学と共同で単一の学位記を授与するジョイント・ディグリーを実現するため、我が国の大学(短期大学を含む。)と外国の大学による共同の教育課程の編成を可能とする制度(国際連携教育課程制度)を、新たに創設した。	ジョイント・ディグリーは、我が国の大学が外国の大学と共同で一つの教育課程を編成し、その教育課程を修了した者に対して、共同で学位審査を行い、共同で1枚の学位記を授与するもの。 このために必要となる国際連携教育課程制度の要件等についての整理を行った。	—	—	—	法令・制度改正 文科省	
	・ 留学生の事前・事後研修において国際機関等で働くことの魅力やその実現方法を伝える機会を増加させる。	トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム(2(2)②再掲)	—	—	—	—	—	—	文科省
③ 海外の事例も参考にしつつ、グローバルに活躍する女性リーダー育成に向けた実践的な調査・研究などの取組を進める。	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	国連など国際機関等で活躍する日本人(女性)の飛躍的増加に向けて、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成するため、女性リーダー育成の取組に関する先進的、実践的な調査・研究が必要。 諸外国において実施されている、先進的な女性リーダー育成プログラム等の取組を調査するとともに、国際社会及び企業等で活躍する女性リーダーの育成に向けたセミナー等を首都圏及び地方において試行的に実施・検証することでその効果や課題を明らかにし、成果を幅広く共有することにより、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を図る。	・国際社会で活躍する女性の増加、企業等における女性の役員・管理職等の育成に向けて、海外における育成プログラム等の調査を実施。 ・当該取組の海外関係者も含め、国際社会及び企業で活躍する日本人女性リーダー育成に関する実践的なセミナー等を首都圏及び地方において施行し、その実施効果を検証する。	—	17,544	—	—	—	内閣府

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組手帳				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
③ 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成拡大									
	① 女性の視点を一層反映した警察運営を図るため、平成23年に各都道府県警察において策定された女性警察官採用拡大計画に盛り込まれた「平成35年4月1日における都道府県警察の定員に占める女性警察官の割合をおおむね10%とする」目標を可能な限り前倒し達成すべく、女性警察官の採用拡大及び能力、実績に応じた幹部登用を強力に推進する。そのため、不規則な業務等と家庭生活との両立に資する職場環境整備等の取組を進める。	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、平成14年度以降11年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響により就職適齢人口は減少していることに加え、女性の採用・登用拡大に伴い平成23年度以降、女性の競争率が低下傾向にあるなど厳しい採用情勢であることから警察庁として各都道府県の採用募集活動を強力にバックアップしていくもの。	女性対象合同企業説明会へ参加し、都道府県警察とともに警察官の魅力・やりがいをアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりしている。	5,522	3,150	—	—	警察庁
	② 消防分野における女性活躍を推進するため、消防職員については、採用拡大の取組やロールモデルの提示などを行うとともに、女性幹部の育成のために消防大学校における受け入れ体制の整備や女性幹部養成コースの設置などの取組を進める。 また、消防団員についても、女性の積極的な加入促進に向けて、通知等による働きかけ、意見交換や交流を通じた女性消防団員の連携強化のためのイベント等の開催、地方公共団体における女性消防団員の加入促進に向けたモデル的な取組の推進などを行う。	・女性消防吏員の更なる活躍推進 ・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業	消防の分野において、全国の消防吏員に占める女性の割合は、平成27年4月現在、2.4%と極めて低い水準にとどまっている。 女性が半分を占める地域社会とともに、消防(公助)においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の更なる向上が図られることが強く期待されている。 このことから、消防サービスの向上と消防組織の強化のため、女性消防吏員の活躍を推進する。 地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	・消防組織における女性吏員の活躍推進のために必要な方策等の検討を目的に、平成27年3月から7月まで、消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会を開催。 ・検討結果を取りまとめた報告書を、同年7月29日に公表するとともに、検討会における検討結果を踏まえ、都道府県知事あてに、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を发出。 ・現状では男性が圧倒的多数を占める消防組織において、女性消防吏員の増加、活躍推進を進めていくためには、まずは消防吏員を目指す女性を増加させる必要があることから、平成28年度概算要求において、これから社会人になる年齢層の女性に対する積極的なPR(説明会の開催等)の展開や、消防本部における女性活躍推進のための取組支援に必要な予算を要求。 ・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。 ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中からほかの地域の好例となるような取組を委託調査事業として採択する。 ・地域防災力の強化を図るに当たり、女性消防団員等がその担い手として活躍することが求められていることから、女性等が活躍するシーンにおいて、必要かつ利用しやすい資機材を消防団で活用してもらい、その状況を調査し、事例を普及させることにより、今後の女性消防団員等の活躍を加速させるための方策に結びつける。	—	74,980	—	—	総務省消防庁
	③ 女性刑務官の登用拡大を図るため、採用枠の増加により人材基盤の強化を進めるとともに、採用広報活動の体系的・効果的な実施、幹部職員と一般職員の意見交換会や若年職員の面接の実施などにより女性の離職率を半減させることを目指す。	女性刑務官の定着促進	社会の安全・安心を確保する矯正の分野において、女性の視点をこれまで以上に反映させるとともに、女性の活躍により、より効果的な矯正行政の運営が図られるものと考えられるが、女性刑務官については、採用後3年未満で30パーセント以上が離職しており、女性活躍を加速させるための隘路となっていることから、こうした事情を解決する必要がある。	女性刑務官の離職率が高いことについては様々な要因が考えられるところ。定着促進を図るためには複合的かつ総合的な対策が必要であることから、以下の施策に平行して取り組んでいる。 ・女性刑務官200人の増配置 ・採用広報活動の体系的・効果的な実施 ・受刑者と直接接する勤務箇所についての複数での勤務の実施 ・幹部職員と一般職員の意見交換会の実施 ・矯正局等上級官庁職員による若手職員の面接の実施 ・採用後1年未満の職員に対する相談・助言・指導等による支援	—	—	—	女性刑務官の採用枠の拡充等	法務省
	④ 防衛省・自衛隊における女性の採用・登用の拡大のための取組を進めるとともに、平和・安全保障分野の女性活躍について先進的な取組を行っている諸外国・国際機関等との協力を深め、効果的な取組の共有などを行うことにより、女性隊員の一層の活躍を推進する	諸外国の女性軍人との交流(女性活躍シンポジウム)	任務の多様化・国際化に伴う自衛隊の活躍の場の広がりにより、これまで以上に家庭との両立を図りつつ任務を遂行する女性自衛官の増加が見込まれる中、女性の活躍について先進的な各国の女性軍人との意見交換等を行うことにより、今後の女性の活躍推進に係る施策の資とし、女性隊員の一層の活躍の推進を図るもの	女性軍人の占める割合が高く、また、女性軍人の活躍を進めている諸外国の女性軍人を交えたシンポジウムを開催し、各国の女性活躍施策や軍隊における女性の役割などについて意見交換等を行うことにより、今後の女性活躍施策の検討の資とするとともに、活躍する諸外国の女性軍人との交流により、女性自衛官の更なる意欲の向上や防衛省・自衛隊の女性活躍施策の対外的発信を図る。	—	1,599	—	—	防衛省
3. 女性活躍のための環境整備									
	(1) 女性の活躍を支援する税制・社会保障制度等	女性が働きやすい制度等への見直し	『日本再興戦略』改訂2014』では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、昨年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的な取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。	関係大臣等において、引き続き以下に関する具体的取組の検討を進める。 税制については、昨年11月に政府税制調査会総会において取りまとめられた「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」や個人所得課税について「総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」とされている骨太の方針等を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大(2016年10月施行)に加え、社会保障制度改革プログラム法や年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、2016年10月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくとともに、2016年10月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずる。また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す。 以上の取組については、経済財政諮問会議等において、関係大臣等から進捗状況をフォローする。	—	—	—	法令・制度改正	内閣府 財務省 厚生労働省 人事院
② 長時間労働の削減等の働き方改革									
	① 長時間労働を削減するとともに、労働者がその健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するための労働時間制度の見直し等を推進する。 加えて、長時間労働を前提とした働き方を見直すために、各都道府県労働局に設置した「働き方改革推進本部」において、各地のリーディングカンパニーに対して直接働きかけを行うとともに、「まち・ひと・しごと創生」の観点から、地方公共団体が各地域の実情に応じた「働き方改革」に取り組むための枠組みを構築する。 これらの取組を通じて、長時間労働を削減し、多様な働き方の普及等による国民の生活スタイルの変革を進める。 さらに、配偶者の転勤や家族の介護等による転居等に配慮したキャリア継続に関する仕組みの好事例の把握と情報提供を進める。	「地銀人材バンク」等の先進的な事例に関する情報収集・発信 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた取組の推進	仕事と育児・介護等との両立を支援するためには、労働者本人の働き方改革に加え、配偶者の転勤等でもやむなく退職する場合には、キャリアを継続できる仕組みの整備が必要である。 既に一部の業界では先進的な取組が行われている。これらの取組に関する情報を収集し、発信することで、ライフイベントに対応した多様な働き方の実現を図る。 女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	地方銀行協会加盟64行の頭取で組織する「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」が平成27年4月に創設した「地銀人材バンク」等の先進的な事例について、関係省庁と連携し、各業界の実情を踏まえつつ、取組実態の把握や情報発信を行う。 長時間労働削減に向け、「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した各企業への取組支援や、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国的労使団体や業界のリーディングカンパニーに直接働きかけを行い、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しに取り組むよう、働きかけ等を検討している。	—	—	—	—	内閣府
	② 女性の活躍促進や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働環境整備を図るため、都道府県労働局における体制を整備・強化する。	女性活躍、働き方改革推進等のための体制整備	女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの実現、働き方改革などの政策課題への適切な対応	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を踏まえて効果的な対応をするため、都道府県労働局において効果的・機動的に対応できる体制の整備を検討する。	—	—	○	厚生労働省組織規則改正	厚生労働省
	③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。	公共調達におけるワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みの導入	女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、その実現に向けた企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達を活用した枠組みを導入する。	8月～11月を目標に、仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の生産性、持続可能性等の考え方等について議論(企業へのヒアリングや先行研究等を参考にしつつ検討)するとともに、並行して関係府省との調整を進める。	—	—	—	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」(平成26年8月男女共同参画推進本部決定)の改定等を検討	内閣府

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組手続				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。	(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応	子ども・子育て支援新制度の実施	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設・地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実	710,698,857	710,698,857 +事項要求	—	—	内閣府	
		子どもの事故防止に向けた取組	「子どもを事故から守る」ためには、事故の情報を整理・把握し、その原因を分析し、原因に即した効果的な対応策を検討・具体化するとともに、関係者の積極的な取組や連携を図ることが不可欠である。	消費者庁においては、関係法令等に基づき関係行政機関等(教育・保育施設等を含む)から消費生活上の事故情報を収集している。また、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため、消費者への注意喚起等を実施している。 また、消費者事故等の原因を究明し再発・拡大防止の知見を得るため、消費者安全調査委員会による調査等を実施している。 さらに子どもの事故防止に関する意識啓発の取組として、子どもの年齢毎に起こりやすい事故とその予防策をまとめた冊子等を作成し、保護者等への情報発信を行っている。	189,532 の内数	186,823 の内数	—	—	消費者庁	
		育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、育児休業後支援プログラムの拡充に加え、育児休業中・復職後の能力向上のための職業訓練を実施した事業主に対する支援を拡充するとともに、代替要員を確保し育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主への支援を拡充する。	中小企業における労働者の育児休業の取得及び休業後の円滑な職場復帰による継続就労等を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」の策定・利用を支援する。	来年度概算要求においては、中小企業における人材活用の促進、労働者(特に、期間雇用者)の育児取得及び育児取得後の円滑な職場復帰による継続就労を支援する「育児復帰支援プラン」の策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大することについて要求している。	467,290	1,325,862	—	—	厚生労働省	
		中小企業両立支援助成金代替要員確保コース	育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境を整備を図ることを目的とする。	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。 来年度概算要求においては、支給内容の拡充を要求している。	309,400	506,100	—	—	厚生労働省	
		育児中・復職後の能力アップのための訓練に対する支援	育児休業中・復職後の労働者のキャリア形成を支援することを目的とする。	育児中や復職後の労働者の職業能力開発を目的とする計画に基づいた訓練等を実施した事業主等に対する助成について、当該労働者が置かれている環境等を考慮した必要な措置を検討している。	2,667,738	7,784,318 の内数	—	法令・制度改正	厚生労働省	
		・ 専業主婦も含めた、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援を拡充する。	女性のライフステージに対応した公的職業訓練の充実	育児等で離職中の女性の再就職に向けては、実践的な職業能力開発への支援が必要であり、育児と両立が可能な職業訓練を実施することを目的とする。	育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、求職者支援訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービスを新設するとともに、引き続き、公共職業訓練においてこれらの訓練設定を促進することを検討している。	502,667	842,403	—	法令・制度改正	厚生労働省
		・ 介護離職の防止に向けて、介護休業制度の従業員への周知強化、分割取得の在り方、介護期における柔軟な働き方の推進策、介護休業取得時の経済的負担軽減の在り方など、介護休業・休暇の取得促進に向けた法的措置も含めて必要な対応を検討する。	・ 育児・介護休業法の見直し ・ 仕事と介護の両立支援事業 ・ 育児・介護支援プラン導入プログラム事業(仮称)	育児・介護休業法改正法附則第7条の規定を踏まえ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について、検討を行う。 また、介護離職の防止、介護休業の取得及び休業後の円滑な職場復帰による継続就労等を支援する。	育児・介護休業法については、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」において、仕事と介護を両立できる環境整備のため、介護期の柔軟な働き方の充実等について検討を行い、今後、労働政策審議会雇用均等分科会において議論を進めていく予定である。 仕事と介護の両立支援事業では、企業向け両立支援対応モデルに加え、介護に直面し休業を取得する労働者が発生した場合の個別の対応モデルである「介護支援プラン」を構築する等の拡充について要求している。 また、育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育児復帰支援プラン」の策定に加えて対象を介護休業にも拡大し、仕事と介護の両立支援事業で構築した「介護支援プラン」の普及促進を図るなどの拡充を要求している。	514,506	1,378,656	—	法令・制度改正	厚生労働省
		・ 晩婚化・晩産化の進展に伴い増加が見込まれる、一人の女性に育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」問題の実態について調査を行い、その結果等も踏まえ、必要に応じて、負担の軽減の観点からの対策の検討を進める。	育児と介護のダブル・ケアの実態に関する調査	近年、親の介護期までに育児が終わらず、これらのケアを同時に負担するという「ダブル・ケア問題」が社会的関心を集めているが、これまでのところ実態は明らかでない。本調査は、公的統計をもとにダブル・ケアの規模や基本属性を把握するとともに意識調査を行い、ダブル・ケアに関連する諸施策の基礎資料の提供を目的とする。	・ ダブル・ケアを行っている者の人数・属性の把握 ・ インターネット・モニターによる意識調査 ・ ダブル・ケア世帯が直面している困難、問題点等の整理	6,940	—	—	—	内閣府
		② 非正規雇用労働者の正社員との均等・均衡待遇、非正規雇用労働者から正社員への転換、非正規雇用労働者に対する育児・介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善を含め、非正規雇用労働者に対する総合的な支援を強力に推進する。	企業における正社員転換等	日本経済の好循環の動きを更に進めていくために、雇用情勢が着実に改善しているタイミングを捉え、正社員就職の拡大を図るとともに、正社員として働くことを希望する非正規雇用労働者の正社員転換等を促進し、労働者がその能力を十分に発揮できる環境作りを行うことが重要。	非正規雇用労働者の実態等の把握を行うとともに、ハローワークによる正社員就職の促進やキャリアアップ助成金の拡充等による事業主支援等を通じて、正社員を希望する方の正社員化、非正規雇用で働く方の待遇改善等を進める。	31,155,560	45,626,352	—	—	厚生労働省
			短時間労働者均衡待遇啓発事業	パートタイム労働者は、様々な事情により就業時間に制約のある者が従事しやすい働き方である一方で、待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保等が必要である。	・ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の周知・指導等により改正法の着実な履行確保を図る。また、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を表彰し、その取組を広く発信するとともに、教育訓練、正社員転換制度の整備、短時間正社員制度の導入に取り組みむ事業主を支援する。 ・ 正社員とパートタイム労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う。	752,846	679,955	—	—	厚生労働省
育児・介護休業法対策推進	育児・介護休業法の円滑な施行を図り、育児や介護を理由とした離職を防止して継続就業できる職場環境を整備する。		育児・介護休業法が遵守されるよう、事業主及び労働者に対し、法の周知・徹底を図るほか、事業主に対する指導、労働者と事業主との間の紛争を迅速に解決するための調停等を行う。 また、企業において、育児・介護休業法に基づく両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう支援を行う。	425,670	442,995	—	—	厚生労働省		
③ 特に中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくなるための取組を強化する。(再掲) 同時に、中小企業と主婦等を含む女性人材とのコーディネートに向けた取組の推進や、中小企業側の女性人材受け入れのための体制整備に対する支援を進める	地域中小企業人材バンク事業	経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとって人材確保・育成は極めて難しい課題。このため、地域事業者のニーズを把握した上で、地域事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介・定着までの一貫支援が必要。	地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握し、都市部の若手人材等や地域内外の女性・若手・シニア等多様な人材から、地域事業者が必要とする人材を発掘するとともに、地域事業者の魅力発信し、マッチングを促進。同時に、採用後の新人向けセミナー等も行い、定着までを一貫して支援する。	6,008,110 の内数 (平成26年度 補正予算)	2,550,000 の内数	—	—	経済産業省		
	中小企業両立支援助成金代替要員確保コース	育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境を整備を図ることを目的とする。	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給する。 来年度概算要求においては、支給内容の拡充を要求している。	309,400	506,100	—	—	厚生労働省		

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組手帳				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
4) 地域社会における女性の活躍推進									
①	女性が起業を通じてその個性と能力を発揮できるよう、地域における金融機関、創業・産業支援機関、地元企業、起業経験者等の様々な関係者が連携し、女性の起業を支援する体制を整備する。	女性活躍推進のための基盤整備事業	我が国の管理職に占める女性比率、起業家に占める女性比率は諸外国と比較して低い水準となっており、政府の目標である「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の達成のためには、取組の加速化が必要な状況。このため、女性の登用支援、女性の起業のための支援を実施し、女性が能力を発揮できる社会を実現する。	優れた取組を行う企業を「ダイバーシティ経営企業100選」、「なでしこ銘柄」として選定・発信するとともに、「ダイバーシティ普及アンバサダー」(仮称)による普及啓発等を実施する。また、女性起業家を支援するため、地域の金融機関、起業経験者、支援機関等のネットワークを構築し、各種支援制度の一層の活用を促す。	—	300,000の内数	—	—	経済産業省
②	地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であることから、国と地方が一体となった地方創生に当たっては、女性の活躍が鍵であることを認識し、地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を推進する。	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進	地方における安定した雇用を創出すること、また、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかええること等を基本目標とする。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成26年12月27日に閣議決定され、また、国の「総合戦略」に掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ「個別施策について、今後の対応の方向性を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が平成27年6月30日に閣議決定されたところ。これらに基づき施策の推進について、女性活躍の視点も踏まえて行う。	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」に盛り込まれた、地域における働き方改革や質の高い雇用の創出に向けた、各種の取組を推進する。	—	—	—	—	まち・ひと・しごと創生本部事務局
③	地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、女性活躍推進法案の成立も受け、女性の様々な活躍のステージに応じ、適切な助言や情報提供を行い、関係機関・団体と連携して課題解決を目指す総合的な支援体制の整備を含め、地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援する。	地域女性活躍推進交付金	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策を確実に実施することにより、地域における働く場での女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	—	300,000	—	—	内閣府
④	育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げなど、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施・普及する。 また、地域の環境保全分野における女性の活躍について表彰し、事例の共有を図る。	地域における女性活躍推進モデル事業	女性の活躍は働く場面だけに限られないことから、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるようにするため、育児・介護等の経験を生かした地域活動等、女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施し、他地域への横展開を図る。	地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的な取組を試行的に実践し、検証することで、その効果や課題を明らかにし、事業成果を広く共有することにより、モデル的な取組の他地域への横展開を図る。 具体的には、育児・介護等の経験を生かした地域活動への参画やコミュニティビジネス・NPO等の立ち上げ等、女性の活躍促進に資する先進的な事業のうち、他地域に横展開することが可能なノウハウの構築を目指した取組を実施する。	22,714	23,352	—	—	内閣府
		グッドライフアワード(持続可能な社会のためのグッドライフ総合推進事業)	我が国は、持続可能性を脅かす「環境面」と「社会面」の課題に直面(温暖化、自然破壊、少子高齢化、女性参画、地域創生等)している。 このため、持続可能な社会の実現に向けて、これらの課題を解決する環境と社会に良い暮らし(=「エコでソーシャルな活動」)を表彰・普及する「グッドライフアワード」を実施している。	グッドライフアワードは、環境と社会に良い暮らし(=「エコでソーシャルな活動」)を表彰・普及するものである(平成25年度に創設)。 過去の環境大臣賞の受賞者(毎年10件)のうち、女性が代表を務める団体が約半数を占めており、女性が活躍する取組を表彰するとともに、環境活動のグッドプラクティスとして広く社会に情報提供を行っている。 今後とも、持続可能な社会の実現に向けて環境と社会に良い暮らしを普及する観点から、「環境と女性参画」の観点に着目した特別賞の創設など、環境活動における女性の参画・活躍を推進していくための取組の充実に努める。 なお、実行委員として、出産・育児分野の専門家も参加している。	20,803	20,742	—	—	環境省
⑤	特にこれまで女性の参画が少なかった分野(建設業、消防団、タクシー、トラック、バス、自動車整備業、林業、鳥獣保護管理等)において、希望する女性がその担い手として就業・定着し、活躍できるよう、女性も働きやすい職場環境の整備や関連する調査研究、活躍する女性の表彰、業務の魅力に関するPR、就業継続に向けた企業等関係者への研修など、各分野に応じた多様な取組を推進する。	「もっと女性が活躍できる建設業」推進パッケージ(2)(1)①再掲)	—	—	—	—	—	—	国土交通省
		自動車運送・整備事業の経営基盤強化	自動車運送・整備事業(トラック、バス、タクシー及び自動車整備)は、旅客・貨物の運送や、安全性の確保等のための自動車の点検整備等の公共性のある事業を営み、人々の生活や経済活動に不可欠の存在であるが、生産年齢人口の減少により、自動車関連産業においても人材不足が深刻化しており、将来的には、地域に不可欠なサービスの提供にも支障をきたすおそれがある。 本施策は、女性や若年層等の新規就労・定着を促進し、自動車運送・整備事業における人材の確保・育成に向けた総合的な取組を実施する。	(トラック) トラガール促進プロジェクトサイトや事業者向けのパンフレットを活用して、業界の魅力のPRや経営者の啓発強化に取り組み。 また、女性トラックドライバー等の育成・定着化を進めるための効果的な取組を調査し、これらの取組を取りまとめ、公表・周知を図る。 さらに、不規則な就業形態や長時間労働の解消を図るため、ITを活用した中継輸送の導入促進に向けた検討を行う。	80,605	135,796	—	—	国土交通省
		タクシー事業の活性化支援	タクシーは我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会におけるタクシーの役割、位置づけに鑑み、タクシーの機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。 しかしながら、リーマンショック等の経済情勢の悪化等により、タクシー運転者の労働環境も悪化し、また、タクシー運転者という職業に対し、長時間労働や事故の危険性等のネガティブなイメージがあるため、男性運転者に偏るとともに、若年労働者の雇用が進まず、他産業に比して高齢化が進んでいる状況である。 このため、安全・安心なタクシーの機能を安定的に提供できるよう、女性や若年層の新規就労・定着を促進し、タクシー事業における人材の確保・育成に向けた取組みを実施する。	タクシー運転者に対するネガティブなイメージを払拭し、女性、新卒者やその家族を含め、広く国民一般に理解を促すため、タクシー運転者の勤務環境やキャリア構築の透明化を図るとともに、職業としての魅力をPRするためのフォーラム等を開催する。 また、多様な働き方や事業所の施設面での勤務環境の取組事例や成功事例の情報提供を行う。	—	80,460	—	—	国土交通省
		地域の経済・雇用を支える造船業の担い手の確保・育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、これまで女性の活躍は十分進んでいないが、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあり、大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍を促進するための取組みを推進する必要がある。	造船業を目指す若者の拡大を図るため、女性を含む学生・生徒や教員が造船の「ものづくり」の魅力の理解を深めるためのインターンシップ等の地域取組への支援 造船業の労働災害を減らすとともに、魅力向上を図るための、女性や未熟練者への配慮等を含む、造船業に特有の作業環境における効果的・持続的な労働安全対策の促進 男性中心の力仕事イメージが強い造船業において、女性の就業・活躍の拡大を図るための、女性が就労しやすい現場環境づくりに向けた先駆的な取組みの促進	96,628の内数	120,000の内数	—	—	国土交通省
・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業(2)(3)②再掲)	—	—	—	—	—	—	—	総務省消防庁	
多様な担い手育成事業	農山村における人口減少が進む中、林業の成長産業化を図るためには多様な担い手(林業後継者)の育成、確保が必要。 しかし、担い手として期待される女性の林業従事者数は約3千人であり、林業従事者全体の6%程度に留まっているため、女性の林業への参入、定着を支援していくことが重要。	—	女性林業従事者のネットワーク化、女性林業従事者の抱える問題の実態把握・解決等を実施。	57,873の内数	72,461の内数	—	—	農林水産省	
鳥獣保護管理の担い手確保促進事業	近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による生態系及び農林水産業への被害が深刻化している一方で、狩猟者の減少・高齢化により、鳥獣保護管理の担い手が不足している。 このため、環境省では、狩猟免許の取得促進を目的としたフォーラムを開催し、若手ハンターによるパネルディスカッション等を行い、男女を問わず、幅広い世代に、狩猟の魅力と社会的役割を理解していただき、鳥獣保護管理の新たな担い手確保を推進している。	—	本事業においては、狩猟免許の取得促進を目的とした「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を開催し、狩猟に関するテーマトークや若手ハンターによるパネルディスカッションのほか、ジビエ料理の試食会、会場での関連ブース出展等により、狩猟の魅力と社会的役割について、主に若い世代を中心に普及啓発している。平成24年度から全国22箇所で開催しており、これまで4800人を越える方々に参加いただいた。 来年度については、当該フォーラムの開催箇所数を増やすとともに、トークセッションやパネリストに女性ハンターも積極的に参加してもらうことによって、女性の参画・活躍を拡大していくための取組の充実にも努める予定。	69,506の内数	72,471の内数	—	—	環境省	

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁				
					関係予算		機構定員	その他					
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)							
5	家事・育児など家庭生活における男性の主体的参画の促進	仕事と生活の調和 男性の家庭生活への参画促進に関する調査研究	上司が職場でワーク・ライフ・バランスの取組を進め、男性部下の家事をはじめとする家庭生活への参画を促進するため、好事例を調査・研究し、広く周知する。	(調査の詳細については、仕事と生活の調和連携推進・評価部会における議論等も踏まえつつ今後検討)	—	6,165	—	—	内閣府				
		男性の配偶者の出産直後等の休暇取得の促進による男性の育児参画の推進	少子化社会対策大綱において、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つであり、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠であるとして、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進等を推進することとされた(男性の配偶者の出産直後の休暇取得率60%を目標として設定)。 本施策により、男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促し、また、それによって働き方の意識改革、男性の家事・育児参画を進める。	(今年度の取組) ・平成27年6月29日に、さんきゅう/バプロジェクト(※)キックオフシンポジウムを開催。 ※ 男性の配偶者の出産直後の休暇取得、ひいては働き方の意識改革、男性の家事・育児参画を促す社会全体の機運を高めるための一連の取組 ・今後、男性の配偶者の出産直後の休暇取得、働き方の意識改革、男性の家事・育児参画を促す啓発活動(例えば、啓発用のツール作成、経済団体での講演、家族の日のイベント内での関心喚起など)を実施するなど、企業、団体、一般国民等への働きかけを行い、社会全体の機運醸成を図っていく予定。 (来年度の取組の検討状況) ・企業・自治体などに対して優良実践例を紹介するなど具体的な啓発を行う。 ・子育て世帯において実際に産休を取得されたパパ・ママからの声・意見を集めて発信する。 ・シンポジウムの開催等を想定。	—	12,097	—	—	内閣府				
		・男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト) ・出生時両立支援取組助成金(仮称)	積極的に育児を行う男性「イクメン」を応援するとともに、男性が育児休業等を取得しやすい職場風土作りに取り組み事業主を支援し、男性の育休取得を促進する。	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。来年度概算要求においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を要求している。 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組んでいる事業主及び配偶者の出産後8週間以内に開始する育児休業または育児目的休暇を取得した男性労働者が発生した事業主に助成する。	49,895	2,989,353	—	—	厚生労働省				
	2 男性が主体的に家事・育児等に関わる社会の実現に向け、シンポジウムの開催、「家事メン月間(仮称)」等の設定などの取組を新たに進めるとともに、官民各種主体における関連する取組を有機的に連携させることにより、男性の家事・育児参画等に係る全国的なキャンペーンを展開し、国民の機運を醸成する。	男性の家事・育児等参加応援事業	女性の活躍を進めるためには、長時間労働などの働き方を改めることと生活と仕事のバランスが取れた暮らしを進めることが必要。特に、男性も主体的に家事・育児等に参画することができる社会の整備が重要。 本事業では、男性の家事・育児等について、①男性自身やパートナー等が考えてみるきっかけとなり、②組織の制度整備や運用する管理職の意識改革を進め、③男性の家事・育児が可能な社会が整う、ことに繋がるための働きかけを行う。 本事業は、関連する各府省庁、地方自治体、民間企業その他と協働し、相乗効果や大きなムーブメント化を図る。	・国と地方公共団体が主催してイベントを開催。(国の施策を発信。地域において家事・育児に参画している男性本人の取組や、家族、職場等の取組の紹介。) ・「家事メン月間(仮称)」の企画、効果的な普及手段(キャンペーンに使用するシンボルデザイン、ポスター、キャッチフレーズ等)を有識者が検討する委員会を開催。(シンボルデザインは、企業、地方自治体、メディアに使用してもらうことにより、取り組みへの協力と波及効果を期待。) ・インターネット等の啓発広報を展開する。 ・上記の施策を実施して総合的に推進し、国民の気運を醸成する。 ・特に若年層に対して効果的に啓発を行う。	—	18,639	—	—	内閣府				
		男性の配偶者の出産直後等の休暇取得の促進による男性の育児参画の推進(3(5)①の再掲)	—	—	—	—	—	内閣府					
		男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)(3(5)①再掲)	積極的に育児を行う男性「イクメン」を応援するとともに、男性の育児と仕事との両立支援に積極的に取り組む事業主を支援し、男性の育児休業取得を促進する。	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。 来年度概算要求においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を要求している。	49,895	69,803	—	—	厚生労働省				
	6	困難を抱えた女性が安心して暮らすための環境整備	検討中	就労しながらも経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立の支援を図る必要があることに鑑み、政府全体として関係府省が連携して支援の充実策を検討する必要がある。	ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援に関する関係府省会議において検討中。	—	—	—	—	厚生労働省			
						マタニティ・ハラスメントへの厳正な対処、体制整備等	マタニティ・ハラスメントについては、近年、相談件数の増加や社会的関心の高まりがある一方、未だ法律に違反する行為という理解が事業主、労働者ともに進んでいないことから、未然防止と相談体制の強化を図る必要がある。	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」への厳正な対処、事業主等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」の実施について、平成28年度概算要求に盛り込んだところ。	129,797	355,465	○	—	厚生労働省
						マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応	マタニティ・ハラスメントについては、近年、相談件数の増加や社会的関心の高まりがある中、現行法でも禁止規定が置かれているところであるが、その未然防止に向け、更なる事業主の取組強化が求められる。	いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、事業主の取組強化策について、労働政策審議会において検討し、来年の通常国会において男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法案の提出を目指す。	—	—	—	—	厚生労働省 法令・制度改正 ・9月下旬:労働政策審議会において検討開始 ・平成28年通常国会への改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法の提出を目指す
働きやすい職場環境形成事業						職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局等への相談が増加を続けており、社会的な問題として顕在化している。 この問題の予防・解決に向けた取組を促進するため、社会的な気運を醸成することが重要であることから、広く国民及び労使への周知・広報を行うとともに労使の具体的な取組の促進等を行うもの。	平成28年度には、パワハラ予防・解決に向けたポスター等による周知・広報を引き続き実施するとともに、労使による職場のパワハラ対策を更に推進するため、セミナーの開催や企業の取組の好事例集の作成等を通じて平成27年度に公表した「パワーハラスメント対策導入マニュアル～予防から事後対応までサポートガイド～」の普及徹底を図ること、また、労使の取組の実施状況を改めて把握するため、パワハラに係る実態調査を実施することを検討中である。	119,963	125,313	—	—	厚生労働省	

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組手続			担当省庁	
					関係予算		機関連員		その他
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
③ 配偶者からの暴力を始めとする女性に対するあらゆる暴力の根絶、とりわけ性犯罪・ストーカー対策を強力に進めるため、以下の取組を進める。		性犯罪の罰則の在り方について、「性犯罪の罰則に関する検討会」の検討結果を踏まえた必要な措置の実施	性犯罪の罰則に関しては、第3次男女共同参画基本計画において、平成27年度末までに実施する具体的施策として、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方を検討するものとされているほか、各方面からも様々な指摘があるところである。これらの指摘を踏まえつつ、性犯罪の罰則の在り方について、法務省として検討するに当たり、幅広く意見を反映させるために、刑事法研究者、法官三者、被害者支援関係者等から成る「性犯罪の罰則に関する検討会」を設け、検討を行っている。	「性犯罪の罰則に関する検討会」は、平成26年10月31日に第1回会合を開催し、約9か月間にわたり、性犯罪の罰則に関する検討を行い、検討すべき論点の議論を行ってきたところ、本年8月の第12回会合において、その議論の結果が取りまとめられたところであり、これを踏まえて、法務省において、必要な措置について検討する。	—	—	—	「性犯罪の罰則に関する検討会」における議論を踏まえて、所要の法改正(刑法)の在り方等について検討し、法改正を行う場合には、法制審議会に諮問する。	法務省
		検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確保するための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対する各種研修・協議会等において犯罪被害者等支援に関する講義・講演等を実施している。	—	—	—	—	法務省
		性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。	—	—	—	—	警察庁
		関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	性犯罪被害者の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。	58,244の内数	58,182の内数	—	—	警察庁
		性犯罪被害者支援に携わる人材の育成	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 ・カウンセリング技能を有する警察職員を活用 ・カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。 ・精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。	72,896の内数	61,414の内数	—	—	警察庁
		性犯罪被害者支援のための各種取組の推進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	・女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 ・初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 ・カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。	77,569	98,641の内数	—	—	警察庁
		性犯罪に対する厳正な対処等(医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備)	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の消失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めるときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるとともに、 平成26年10月から、5都道府県の医療機関において試行実施しており、現在、平成27年度予算について、試行実施結果に応じて配布先医療機関を選定中である。今後、平成28年度の予算要求が認められれば、引き続き医療機関での試行実施を継続するものとする。	672	672	—	—	警察庁
		性犯罪に対する厳正な対処等(女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等)	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	「性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の重む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成27年4月現在7,505名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成28年度も、上記施策を推進する。	—	—	—	—	警察庁
		性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査の調査研究	地方公共団体における性犯罪被害者等の支援体制の整備は進展の動きがあるものの、十分な広がりを見せているとはいえない状況である。性犯罪被害者等が躊躇せずに必要な相談等を受けられるよう、相談体制及び被害者の心身を回復するための支援体制の整備等性犯罪被害者等の支援に関する地方公共団体の様々な取組を実証的に調査研究することにより、地方公共団体における性犯罪被害者等の総合支援に資することを目的とする。	性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センターの開設や相談支援機能の強化等を計画する地方公共団体の取組を対象として、最長3か年の実証的調査研究を実施する。	100,009	99,914	—	—	内閣府
		性犯罪被害者等支援体制促進事業	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、約15人に1人の女性が、これまでに異性から無理やり性交された経験があると回答しており、その約7割が「(ご)だれ)にも相談しなかった」と回答している。また、被害を警察に連絡・相談した者は4.3%にとどまっている。このような現状を踏まえ、性犯罪被害者等が被害を訴えることを躊躇せず、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域における性犯罪等の被害者支援体制の整備促進及び相談対応の質の向上を図る。	地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関の相談員を対象とする研修を実施する。	—	9,986	—	—	内閣府
		地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進	女性に対する暴力を含む犯罪の被害者等が、必要な支援等を途切れることなく受け、被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、地域における犯罪被害者等支援体制が整備されることが必要不可欠である。現状では、犯罪被害の通報などに沿ったきめ細やかな連携体制が築かれていない地域がある反面、未だ地方公共団体として犯罪被害者対応窓口が設けられていない地域も残り、犯罪被害者等施策に対する理解の浸透度や関係機関間の連携体制が地域間格差が大きい。 このため、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るべく、先駆的取組を支援する一方で、未だ初歩的段階にある地域における人材育成事業や、既に被害者施策がある程度進んだ地域からの経験を伝達していく事業を行うもの。	地域の実情に応じて、以下の内容の事業を実施 ・地域において犯罪被害者等の支援に携わる者に対して、犯罪被害者等施策に関する理解や基礎的知識について情報提供等を行うセミナー等の開催。 ・具体的犯罪被害者等の支援に要する連携体制を、関係機関・団体を交えてシミュレートし、実践的なマニュアル・連絡網等の作成・構築。 ・関係機関・団体が共同で企画・運営し、地域の住民に支援体制等に関する周知を目的としたフォーラム等の開催等、効果的な広報啓発活動。	27,687	25,289	—	—	内閣府
		DV被害者等自立生活援助モデル事業	民間シェルターに入所している被害女性に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方の支援のモデルとなる枠組みを構築する。	DVシェルターを運営するNPO法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する。	4733820の内数	7,880,373の内数	—	—	厚生労働省
		PTSD対策専門研修(PTSD・思春期精神保健対策事業)	近年、地震・風水害などの自然災害、犯罪被害において、いわゆる「心のケア」の必要性が一般社会においても、また精神保健医療福祉関係者においても強く認識されている。こうした災害被害者、犯罪被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとする様々な心理的な反応が生じている。こうした問題について、その時々に応じた社会的課題に対する適切な医療が提供できるよう人材の育成を図る。	精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者に対し、専門的な養成研修を実施。	7,454	6,709	—	—	厚生労働省
		警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正	ストーカー被害を始めとする人身安全関連事業対策等を強化するため。	平成27年度においては、 ^(内閣府) ストーカー被害を始めとする人身安全関連事業対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。平成28年度概算要求においても、同様に、警察庁職員及び地方警察官の増員要求を行うとともに、ストーカー対策推進室の設置を要求した。	—	—	○	—	警察庁
		ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出し	ストーカー被害及び配偶者からの暴力被害等による被害を防止するため。	平成27年度においては、ストーカー被害及び配偶者からの暴力被害等による被害を防止するため、平成27年度地方財政計画において、ストーカー被害及び配偶者からの暴力被害による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費が盛り込まれた。	—	—	—	—	地方財政計画において措置
ストーカー被害者等の支援及び加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	ストーカー被害による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、 ・被害者の一時避難及び必要な資機材の整備に係る都道府県への一部補助 ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法についての調査研究等を実施している。 平成28年度においても、引き続き当該経費の補助に係る予算を要求するとともに、新たに当該調査研究の結果を踏まえ、ストーカー行為に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費を要求した。	262,320	144,838	—	—	警察庁		
婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者からの暴力被害女性等の保護を図ることを目的としている。	婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。 ストーカー行為等の相手方への支援については、「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が平成25年10月3日に施行されたことにより、婦人保護事業の対象として明確に位置付けられたところであり、適切な保護・支援を行うこととしている。	6923620の内数	10097442の内数	—	—	厚生労働省		
ストーカー被害者支援のためのマニュアル作成	内閣府が平成26年度に地方公共団体を対象に行ったアンケート調査では、ストーカー被害に関する相談に対応している窓口がない地方公共団体は約60%であり、窓口がない理由として、相談員等にストーカー被害に関する問題に対応するためのノウハウがないとの理由が多く挙げられた。ストーカー被害については、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いため、早い段階から広く相談を受け付け、適切な支援を講ずる必要がある。こうしたことから、マニュアルを作成、配布することにより、地方公共団体における被害者支援体制の整備促進を図る。	関係省庁及び有識者からなる検討委員会を設置し、ストーカー被害に係る効果的な支援を行うためのマニュアルを作成し、地方公共団体及び被害者支援機関に配布する。	—	4,038	—	—	内閣府		

項目	重点方針2015該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	取組手段				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
		警察庁組織改正	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等を強化するため。	平成27年度においては、ストーカー対策推進室の設置を要求した。平成28年度概算要求においても、同室の設置を要求した。	—	—	○	—	警察庁
		ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成・配布	ストーカー事案による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成等を行っている。平成28年度においても、学校等で用いる生徒対象啓発パンフレットの作成等に係る予算を要求しており、今後もこれらの広報資料を活用しながら、女性の被害防止のための広報啓発を行う。	19,924	9,945	—	—	警察庁
		情報発信活動の推進と防犯教室の実施	子供や女性を対象とする犯罪を防止するため。	警察では、各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなど、情報発信活動を推進している。また、企業や学校と連携して防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図っている。今後もこれらの取組を実施する。	—	—	—	都道府県警察における取組	警察庁
	・若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、性犯罪・ストーカーを含む暴力の加害者と被害者を生まないため、若年層に対する予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。	有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するため。	平成27年度においては、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD(学齢別)及び保護者向けリーフレットを作成している。また、それらを保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等にもそれぞれ掲載する。平成28年度においても保護者向けリーフレットを作成し、保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページに掲載する。今後もこれらの広報資料を活用しながら、有害環境から児童を保護するための広報啓発を行っていく。	6,864	481	—	—	警察庁
		出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害を防止するため。	平成27年度においては、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布している。平成28年度においても、新たなリーフレットを作成・配布し、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害防止のための広報啓発を行う。	2,605	2,605	—	—	警察庁
		若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止する。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。また、内閣府において平成22年3月に作成した予防啓発教材を一部改訂し、地方公共団体等に配布する。	5,264	6,711	—	—	内閣府
		防犯教育の充実及び推進(学校安全教室の推進)	車で連れ去られ監禁被害に遭う等、子供が登下校中に巻き込まれる事件・事故等が依然として発生しているため、学校における防犯教育を充実させ推進していく必要がある。	学校における防犯教室をはじめとする学校安全教室の講師となる教職員に対する講習会等を実施し、教職員の指導力の向上を図るとともに、小学校低学年向けリーフレットを作成・配布することによる効果的な防犯教育の推進を支援。	43,805の内数	64,067の内数	—	—	文部科学省

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4.暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
(1)暮らしの質の向上に資する空間づくり									
①快適性・清潔性・安全性についての施策									
ア)表彰・事例集の作成、トイレ情報の提供									
<p>○表彰や事例集の作成を通じ、トイレ空間やトイレに関する取組の好事例を広く発信し、トイレの質の向上に向けた機運を醸成する。</p> <p>○ICTを活用した「トイレなび」(コメント付きのトイレマップ)の作成を働きかける。</p>	日本トイレ大賞	重点方針に基づき、トイレ空間やトイレに関する取組の好事例を収集し、関係する大臣より表彰するもの。	内閣官房では、日本トイレ大賞を募集し、5月26日～7月20日までの間に378件の応募をいただき、うち、28件を日本トイレ大賞として表彰。多くのメディアに取り上げられ、情報の発信を行った。(なお、関係府省庁から関係団体に公募の周知・募集案件の選定を行った。)	内閣官房副長官補室予算の内数	-	-	-	内閣官房 内閣府 文部科学省 国土交通省 環境省 他	
	被災者支援に関する総合的対策の推進経費①	避難所における相談対応等が未整備であったり、トイレの改善、高齢者や女性の生活環境の質の向上に向けた取組の推進などの課題が指摘されている。このため、避難所のトイレの改善など、生活環境の質の向上に関する「キャラバン運動」を展開する。	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、キャラバン運動を展開する。	-	避難者の生活面での質の向上 関連予算27,100の内数	-	-	内閣府	
	ICTを活用した「トイレなび」作成の働きかけ	ICTを活用した「トイレなび」(コメント付きのトイレマップ)の作成の働きかけを行う。	「トイレなび」に類似した取組を行っている企業・団体にイメージを示しつつ働きかけを行う予定。	-	-	-	-	内閣官房	
イ)トイレに関する「基本的な考え方」の提示									
<p>○施設管理者において、「基本的な考え方」を踏まえた対応を行う。</p> <p>○関係省庁において、「基本的な考え方」を踏まえ、自ら基準等を見直し、又は関係団体等に見直しを要請する。</p>	幹事会申し合わせの周知	幹事会申し合わせで定めた「基本的な考え方」を周知。	「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	-	-	-	-	内閣府 関係省庁	
	被災者支援に関する総合的対策の推進経費①	避難所における相談対応等が未整備であったり、トイレの改善、高齢者や女性の生活環境の質の向上に向けた取組の推進などの課題が指摘されている。このため、避難所のトイレの改善など、生活環境の質の向上に関する「キャラバン運動」を展開する。	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、キャラバン運動を展開する。	-	避難者の生活面での質の向上 関連予算27,100の内数(再掲)	-	-	内閣府	
	興行場に係る構造設備等の基準の見直し	幹事会申し合わせで定めた「基本的な考え方」等を踏まえ、興行場に関する基準条例準則の改正を行った。	幹事会申し合わせで定めた「基本的な考え方」等を踏まえ、本年7月、興行場に係る基準条例準則の一部改正により、男性便器と女性便器の割合が原則同数となっていた基準を改め、都道府県等に対し、条例改正等所要の整備を求めるとともに、事業者に対する周知等を行うよう求めた。	-	-	-	-	厚生労働省	
	関係団体への見直しの要請	「基本的な考え方」をふまえた基準等の見直しに関し、関係省庁で連携して取り組むことになっており、関係省庁の一つとして、百貨店やコンビニなどの小売業者へ働きかける役割を担っている。	関係省庁と連携し、関係団体への周知など所要の措置を行う予定	-	-	-	-	経済産業省	
	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する啓発活動等の実施	平成26年10月に取りまとめられた「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、女性の「暮らしの質」を高めることが重要であるとされ、女性用トイレの混雑緩和や男性用トイレへのおむつ替えスペースの設置、観光地のトイレ対応等のトイレの質の向上が課題として挙がっている。このため、公共施設や公共交通を所管する国土交通省としても、これらの施設等におけるトイレの質の向上に取り組むことが必要である。	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	-	バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 関連予算 74,000の内数	-	-	国土交通省	
ウ)学校や公園等のトイレ									
<p>○快適なトイレ空間を確保するとともに、災害発生時に備えるため、改修資金を工夫しつつ、トイレの改修を進める。</p> <p>○学校のトイレは、学校全体の老朽化対策の一環として、改修に係る対策を推進する。</p> <p>○公衆トイレの新設・改修に当たっては、観光資源となりうることから、必要に応じ、著名なデザイナーの活用など話題性・集客力の向上も考慮する。</p>	都市公園等事業	都市公園等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進する。	地方公共団体が行う都市公園等の整備を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	社会資本整備総合交付金 901,805,000の内数 防災・安全交付金 1,094,749,000の内数	社会資本整備総合交付金 1,057,435,000の内数 防災・安全交付金 1,285,253,000の内数	-	-	国土交通省	
	学校の施設整備に対する補助費	学校施設の整備に対する補助を行うことにより、良好な教育環境の整備を推進する。	学校の設置者が行う学校施設の整備に対し、国が必要な費用の一部を補助する。	公立学校施設整備費 199,298,600の内数 国立大学法人等施設整備費 52,636,000の内数 私立学校施設整備費 20,533,334の内数	公立学校施設整備費 208,899,200の内数 国立大学法人等施設整備費 64,314,000の内数 私立学校施設整備費 52,304,401の内数	-	-	文部科学省	
	幹事会申し合わせの周知	幹事会申し合わせで定めた「基本的な考え方」を周知。	「基本的な考え方」を関係府省庁から都道府県、関係団体に周知し、設置管理者である市町村への周知を依頼した(平成27年7月)。	-	-	-	-	内閣府 関係省庁	
エ)公衆トイレの安全性の向上									
<p>○設置管理者(自治体)において、防犯カメラや防犯ベルの設置、警備業との提携、自主防犯ボランティア等の協力による巡回等を推進し、公衆トイレの防犯性を向上する。その際、警察や防犯設備の専門家等と連携するよう努める。</p> <p>○公衆トイレについて、犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立寄り等を行う。</p>	安全安心まちづくりの推進	犯罪防止に配慮した安全安心まちづくりの推進に伴う、公衆トイレの防犯環境整備のため。	警察では、自治体関係部局、施設管理者等と協働しつつ、公衆トイレにおける照度の確保、防犯ベルの設置等、犯罪抑止に配慮した公共施設等の環境設計を行うことにより、安全安心まちづくりを推進しており、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	-	-	-	都道府県警察への通達 「安全安心まちづくり推進要綱」(平成12年制定、平成26年最終改正)	警察庁	
	警察官による公衆トイレへの立寄り等の実施	公衆トイレにおける事件事故の未然防止を図るため。	警察では、これまでも、公衆トイレについて犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立寄り等を行ってきたところであり、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	-	-	-	-	警察庁	

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
オ) トイレにおける広告掲出	○トイレの維持管理費・改修費確保のため、トイレにおける広告の掲出について検討する。その際、都道府県の屋外広告物規制に留意し、必要に応じ当該規制の見直しに向けた動きを促進する。 ○男性が入らない空間である女性用トイレを配偶者暴力の相談窓口の情報を掲出するスペースとして活用する。	幹事会申し合わせの周知	幹事会申し合わせの周知	都道府県に対し幹事会申し合わせを周知し、取組を促した。	—	—	—	—	内閣官房 関係府省庁
		DV被害者のための相談機関案内サービス	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が最寄りの相談機関に簡便かつ迅速につながる環境を整備することを目的としている。	相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを行う全国共通のダイヤル(0570-0-55210)の広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードをトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。	6,683	1,631	—	—	内閣府
カ) 女性の職域拡大に資するトイレ整備	○男性が中心だった職域への女性の参加が円滑に進むよう、女性用トイレ拡充等の好事例を発信し、機運を醸成する。 ○職場での女性用トイレの設置数に係る労働安全衛生法に基づく衛生基準について、労働基準監督署による指導を強化する。	トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する啓発活動等の実施	平成26年10月に取りまとめられた「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、女性の「暮らしの質」を高めることが重要であるとされ、女性用トイレの混雑緩和や男性用トイレへのおむつ替えスペースの設置、観光地のトイレ対応等のトイレの質の向上が課題として挙げられている。このため、公共施設や公共交通を所管する国土交通省としても、これらの施設等におけるトイレの質の向上に取り組む必要がある。	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	—	—	—	—	国土交通省
		(消防職員) ・女性消防吏員の更なる活躍推進	(消防職員) ・消防の分野において、全国の消防吏員に占める女性の割合は、平成27年4月現在、2.4%と極めて低い水準にとどまっている。 女性が半分を占める地域社会とともに、消防(公助)においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の更なる向上が図られることが強く期待されている。 このことから、消防サービスの向上と消防組織の強化のため、女性消防吏員の活躍を推進する。	(消防職員) ・消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会での検討結果を取りまとめた報告書を、公表するとともに各都道府県あてに発送。 また、検討会における検討結果を踏まえ、都道府県知事あてに、トイレも含めた職場環境の計画的な整備等、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を発送。	—	—	—	(消防職員) ・トイレをはじめとする女性専用施設の整備拡充を含めた、消防本部における女性活躍推進のための取組事例の収集と情報発信を行う。	総務省消防庁
		(消防団員) ・地方公共団体への技術的助言	(消防団員) ・地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかけるとともに、女性の参加が円滑に進むよう、快適なトイレ環境を実現するための機運を醸成する。	(消防団員) ・消防団の拠点施設を整備するに当たり標準的に整備することが必要な施設・機能として、女性用トイレ等を示したところ(平成26年3月)であるが、随時、地方公共団体からの相談を受け付けるとともに、支援方策について適切に周知を行っていく。	—	—	—	(消防団員) ・地方公共団体への技術的助言	
		職場における女性用トイレの整備等	労働安全衛生法に基づく衛生基準に、事務所における女性用トイレの設置数に係る規程があり、当該規程に基づく措置の徹底を図る。	事務所における女性用トイレの設置数に係る労働安全衛生法に基づく衛生基準の遵守について、労働基準監督署による事業者への指導の徹底を図る。	—	—	—	指導の徹底	厚生労働省
② 国際貢献									
ア) ODAを活用した途上国支援等									
	○日本の技術を生かして国際貢献すべく、ODAを活用し、インフラ未整備地域でも使用可能なトイレの普及など、途上国の排泄環境の向上に配慮した支援を行う。 ○海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関等の支援要請及び被災国の慣習等を踏まえつつ、簡易トイレ・携帯トイレその他のトイレを含む様々な緊急人道ニーズに対応する。	ODAによる途上国のトイレ支援	我が国は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進している。こうした協力を通じて、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献することとしている。	インフラ未整備地域でも使用可能な環境配慮型トイレの導入、小学校における男女別トイレ棟の整備等のODAによる途上国のトイレ支援を実施する。	無償資金協力(160,497,000)及びJICA運営費交付金(146,412,741)の内数	無償資金協力(176,874,000)及びJICA運営費交付金(161,297,969)の内数	—	—	外務省
		緊急無償資金協力の実施	被災国又は国際機関等の要請を踏まえ、必要な支援を行うことにより、被災者の苦痛を軽減する。	海外で発生した災害に対し、被災国又は国際機関等からの要請をふまえ、水・衛生分野を含む人道ニーズに対応した支援を行う。	無償資金協力(160,497,000)の内数	無償資金協力(176,874,000)の内数	—	—	外務省
イ) WAW! 2015									
	○WAW! 2015において、海外発信や国際貢献の課題を中心にトイレを取り上げる。	「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women (WAW! 2015))	日本政府の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を国内外で実現していくための取組の一環。	「トイレを通じた女性のエンパワーメントの実現」のスペシャル・セッションを設け、女性の安全や地位向上、QOLの向上にトイレが果たす役割について共有した。	人権セミナー開催経費85,362の内数	—	—	—	外務省 内閣官房

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について (平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
イ) 避難所のトイレのモデルケースの提示 ○避難所における災害時のトイレの適切なモデルケースを提示することとし、関係者による検討会を設置してその具体的な内容等について検討を行う。		被災者支援に関する総合的対策の推進経費①	トイレの改善、高齢者や女性の生活環境の質の向上に向けた取組の推進などの課題が指摘されている。 このため、避難所のトイレの改善など、生活環境の質の向上に関する「キャラバン運動」を展開する。	「避難所の確保と質の向上に関する検討会」で取りまとめを予定している「避難所における災害用トイレのモデルケース」の周知徹底を図る。また、避難所に生活相談窓口の設置・福祉等の人材確保に関するモデル事業を行うとともに、キャラバン運動を展開する。	-	避難者の生活面での質の向上 関連予算27,100の内数(再掲)	-	-	内閣府	
⑤地方創生										
ア) 地方の公共トイレ改善に向けた好事例の発信										
○公共トイレの改善に向けた好事例を発信し、地域間格差の改善に向けた機運を醸成する。		トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する啓発活動等の実施	平成26年10月に取りまとめられた「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、女性の「暮らしの質」を高めることが重要であるとされ、女性用トイレの混雑緩和や男性用トイレへのおむつ替えスペースの設置、観光地のトイレ対応等のトイレの質の向上が課題として挙げられている。このため、公共施設や公共交通を所管する国土交通省としても、これらの施設等におけるトイレの質の向上に取り組む必要がある。	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	-	バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 関連予算 74,000の内数 (再掲)	-	-	国土交通省	
(上記のほか「①ウ3つ目の○」【再掲】)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
イ) 広告収入を活用した地方の公共トイレの維持管理の強化。【①オ1つ目の○の再掲】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
⑥ユニバーサルデザイン化の推進										
○関係者による協議会の設置等により、男性も利用可能な授乳室・おむつ替えスペースの普及に向けた方策、ベビーカーマークの普及に向けた方策、妊産婦による障害者用駐車場の利用の在り方等について検討を行う。 ○観光資源である国民公園・国立公園内のトイレ等について、高齢者、障害者、ベビーカー利用者も含むあらゆる利用者の利便性、快適性の向上を図るために有識者の助言を受け、検討を行う。		トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する啓発活動等の実施	平成26年10月に取りまとめられた「すべての女性が輝く政策パッケージ」において、女性の「暮らしの質」を高めることが重要であるとされ、女性用トイレの混雑緩和や男性用トイレへのおむつ替えスペースの設置、観光地のトイレ対応等のトイレの質の向上が課題として挙げられている。このため、公共施設や公共交通を所管する国土交通省としても、これらの施設等におけるトイレの質の向上に取り組む必要がある。	女性の「暮らしの質」を高めるため、トイレ等の環境整備・利用のあり方に関する調査等を実施し、トイレの質の向上、利用環境の整備を図る。	-	バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 関連予算 74,000の内数 (再掲)	-	-	国土交通省	
		国民公園・国立公園のユニバーサルデザイン対応の推進	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」(平成27年6月5日観光立国推進関係会議決定)において、ユニバーサルツーリズムの推進に言及している。 環境省が所管する国民公園や美しい自然を擁する国立公園は、わが国の重要な観光資源であり、地域の活性化に寄与するところが大きく、更なる利用者の増加を見込む上で、ユニバーサルデザイン対応は喫緊の課題となっている。 このため、国民公園・国立公園のトイレ等について、高齢者、障がい者、ベビーカー利用者、外国人など、あらゆる人が快適に過ごすことのできるよう、ユニバーサルデザイン対応の推進を強化する。	国民公園・国立公園においては、ユニバーサルデザインに係るトイレ等の簡易な修繕、改修(サイン表示や段差の解消等)を速やかに実施する。また、施設の新設、再整備や大規模改修を行う際には、ユニバーサルデザインに対応した施設整備を可能な範囲で実施していく。 さらに、あらゆる利用者の利便性、快適性の向上を図るため、情報提供等のソフト面の取組も推進する。	自然公園等事業費 8,788,000の内数	自然公園等事業費及び 国立公園におけるユニバーサル デザインプロジェクト事業 10,309,619の内数	-	-	環境省	

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
(2)問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護に係る支え合い										
①問題・課題を抱えた女性に対する情報提供										
ア)情報提供のワンストップサービス化										
	○「女性応援ポータルサイト」について、アクセス数等のKPIを明確に設定するとともに、利用者の意見を踏まえ継続的に改善を図るほか、利用状況等を踏まえ必要に応じ充実・強化し、利用者にとってわかりやすいサイト作りを進める。	女性活躍促進に向けた情報システム構築	・女性のライフステージや多様な働き方・活躍に対応する支援情報が実施機関毎に点在しているなど、必要な情報にアクセスし辛い状況にある。 ・このため、政府として、女性の支援に関する様々な情報を利用者に利便性の高い仕組みで一元的に提供するための総合的な情報プラットフォーム「女性応援ポータルサイト」を平成26年度末に開設したところであり、その継続的な情報更新が必要。	・様々なライフステージにある女性のニーズに応える形で、国や都道府県、男女共同参画センター、NPO等の関連支援情報を集約・整理するなど、「女性活躍応援ポータルサイト」の継続的な情報更新及び機能拡充(検索機能の強化等)を行う。	13,474	2,463	—	—	内閣府	
イ)情報・支援を必要とする者に係る積極的な情報提供										
	○統一番号を設定している女性に身近な問題に関わる相談窓口等について、重点的に周知する。 ○民間企業等と連携し、上記のポータルサイト及び電話番号並びに「よりよいホットライン」等各種相談窓口の連絡先の周知その他政府のキャンペーンと一体となった情報周知を図ることを試行的に実施する。 ○女性がよく使う公共スペース(例:トイレ)等に配偶者暴力の相談窓口へ電話を自動転送する電話番号を表示する等困難を抱えた女性に対し必要な情報を確実に提供する。 ○配偶者暴力の被害者等困難を抱えた女性への情報提供について、これまでの広報啓発等の結果を踏まえつつ、適切な情報の周知に努める。	地方消費者行政推進事業	消費者問題を抱えた女性が円滑に消費生活相談を受けられるよう、近くの消費生活相談窓口を紹介する「消費者ホットライン」の電話番号「188」(2015年7月運用開始)の周知等に係る地方公共団体における取組みを支援し、相談窓口の認知度の向上と活用の促進を図る。	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援する。	地方消費者行政推進交付金 3,000,000の内数	地方消費者行政推進交付金 5,000,000の内数	—	—	消費者庁	
		消費者月間事業	5月の消費者月間において、消費者の自立を支援するためにシンポジウムを開催するにあたり、消費者月間のポスターの配布や近くの消費生活相談窓口を紹介する「消費者ホットライン」の電話番号「188」(2015年7月運用開始)の周知等により、消費者月間の広報を強化し、消費者問題を抱える女性のシンポジウムの参加者を増加させる。	駅前広場等で消費者月間のポスター配布するとともに消費者ホットライン「188」の周知等により、消費者月間の広報を強化し、消費者月間シンポジウムの集客を増やすプロジェクトを実施。	消費者に対する普及啓発事業 7,354の内数	消費者に対する普及啓発事業 9,601の内数	—	—	消費者庁	
		児童相談所全国共通ダイヤル「189」	子どもや保護者からの虐待や子育てに悩んだ際のSOSをいち早くキャッチするため、これまでの10桁から覚えやすい3桁の番号にした。	全国どこから電話しても最寄りの児童相談所に繋がる児童相談所全国共通ダイヤル「189」を本年7月から実施している。	19,553	19,553	—	—	厚生労働省	
		マイナンバー制度に係るDV被害者等向け情報提供	課題のある女性について、必要な情報が必ずしも届いている状態ではなく、周知方法・内容の改善が必要である。 必要な情報へのアクセスを積極的に促すため、周知ポイントを絞り込んで重点的な情報提供を行うことが必要である。	マイナンバー制度の政府の広報キャンペーンと併せて、関係省庁会議を開催して情報共有を行い、関係省庁を通じて、関係団体等とも連携し、DV、ストーカー行為等の被害者で住所地で通知カードを受け取れない者に対する居所情報登録申請手続を重要な周知ポイントの一つとして、広報・周知活動を展開している。	—	—	—	—	内閣官房	
		DV被害者のための相談機関案内サービス	内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が最寄りの相談機関に簡便かつ迅速につながる環境を整備することを目的としている。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施。また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する。さらに携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼する。	6,683	1,631	—	—	内閣府	
		女性に対する暴力をなくす運動	配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものである。特に女性に対する暴力は潜在化しやすく、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であるため、この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。また、国民に対し、一層の啓発活動を実施することで、被害の顕在化を図ることを目的としている。	11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、女性に対する暴力をなくす運動ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、関係団体等に配布する。また、運動期間中は東京タワーのパープルライトアップなどの広報啓発を行う。	6,732	6,676	—	—	内閣府	
②妊娠、出産、子育て、介護に係る地域、職場、家庭における「支え合い」										
ア)マタニティ・ハラスメント対策										
	○いわゆる「マタニティ・ハラスメント」(妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)の予防・対応策を強化するため、以下の取組を行う。	・女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に継続就業を断念させる結果に直結する、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、「マタニティ・ハラスメント」が起こりやすい職場の特徴等を含め、詳細な実態調査を実施し、法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する。	有期特措法の附帯決議(平成26年10月28日参・厚労委)において、「女性有期雇用労働者に対する妊娠、出産、育児休業等を理由とする雇止めの実態について、十分な調査を行い、その結果に基づき適切な対応策を遅滞なく講ずること」とされたこと等を踏まえ、妊娠等を理由とする不利益取扱い等の実態について調査を行う。	<妊娠等を理由とする不利益取扱い等に関する実態調査> 派遣労働者を含めた有期契約労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱い等の実態について、正社員等無期契約労働者との比較において調査を行うもの。 ※女性に対する調査においては、①妊娠等を理由とする不利益取扱い等の経験の有無・内容、②それらを経験した際の雇用形態・職場の特徴等を、企業に対する調査においては、妊娠した女性労働者に対する業務上の対処等を調査予定。	—	—	—	—	厚生労働省	
		マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応	マタニティ・ハラスメントについては、近年、相談件数の増加や社会的関心の高まりがある中、現行法でも禁止規定が置かれているところであるが、その未然防止に向け、更なる事業主の取組強化が求められる。	<マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応> いわゆる「マタニティ・ハラスメント」の防止に向け、事業主の取組強化策について、労働政策審議会において検討し、来年の通常国会において男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正法案の提出を目指す。	—	—	—	—	厚生労働省	
		・昨年の最高裁判決を踏まえ発出した通達に基づき、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する判断を厳正に行い、違法である事業主に対する指導強化を図る。 ・これらの防止対策や違反事案対策のため、施行体制の強化を図る。	マタニティ・ハラスメントへの厳正な対処、体制整備等	マタニティ・ハラスメントについては、近年、相談件数の増加や社会的関心の高まりがある一方、未だ法律に違反する行為という理解が事業主、労働者ともに進んでいないことから、未然防止と相談体制の強化を図る必要がある。	「女性活躍加速のための重点方針2015」の趣旨を最大限に踏まえ、いわゆる「マタニティ・ハラスメント」への厳正な対処、事業主等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」の実施について、平成28年度概算要求に盛り込んだところ。	129,797	355,465	○	—	厚生労働省
	○妊娠・育児休業期間中休業している者等の仕事をカバーする労働(「支える者」)が評価される仕組みに係る好事例を収集し、周知する。	妊娠・育児休業中の者等の仕事をカバーする労働者が評価される仕組みに係る好事例収集・周知	働く女性の妊娠、出産、子育てに係る職場における支え合いを進める必要があるが、職場においてはこうした女性に対して周囲の理解不足が生じていることから、これを解消する必要がある。	妊娠や育児により休業している者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う予定。	—	—	—	—	内閣官房	

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
イ) 長時間労働の抑制、多様な働き方の普及等による国民の生活スタイルの変革									
	○労働時間法制の見直しを推進する。	労働時間法制の見直し	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	「労働基準法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出済み。	-	-	-	-	厚生労働省
	○長時間労働至上主義を打破するための意識改革や業務効率化を進めるため、以下のようなキャンペーンを実施する。その際、企業経営にとってもメリットがあることを併せて周知する。	・働き方改革・年次有給休暇取得促進に向けた全国キャンペーンを継続的に実施する。その際、シンポジウムの開催を通じて気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、多様な働き方に係る事例等を十分収集し、ポータルサイト等により国民に周知する。また、これらの働き方改革を一層進めるため、施行体制の強化を図る。併せて、地方自治体との協働により、計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得の促進の気運を醸成する。	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	長時間労働削減に向け、「働き方・休み方改善指標」の活用事例の収集・周知、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用した各企業への取組支援や、各労働局に配置している「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導等を行うとともに、全国で労使団体や業界のリーディングカンパニーに直接働きかけを行い、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しに取り組みよう、働きかけ等を検討している。	1,368,016	1,968,381	-	-	厚生労働省
		「ゆう活」	夏の生活スタイル変革(「ゆう活」)は、朝早くから働き始め、明るい夕方うちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことを推進してワークライフバランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的とする。	「ゆう活」を国民運動として推進していく上で各種取組の取りまとめを行う。	-	-	-	-	内閣官房
		国家公務員における「ゆう活」の実施	国民運動として展開することとなった夏の生活スタイル変革(「ゆう活」)について、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たっては、以下の3点を重視。 ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現すること ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること ③ 職員の士気の上昇も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること	3月27日に示した『国家公務員における「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務と早期退庁の勤奨)の実施方針』により、平成27年7月及び8月に下記の内容を実施。 ・通常の勤務時間開始時刻(8:30～9:30)を1～2時間程度早め、7:30～8:30(終業時刻は16:15～17:15)等となるよう勤務時間を割振り(早出勤の活用) ・早出勤の職員は、原則定時退庁 ・期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等(霞が関等)において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行(国会関係業務などの業務等がある場合を除く) ・期間中は、早出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底	-	-	-	-	内閣人事局
		「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の取組に関する地方公共団体への働きかけ	平成27年2月12日の施政方針演説において、安倍内閣総理大臣から、夏が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむという、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動(「夏の生活スタイル変革」)を展開することの方針が示され、同年3月27日の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大臣から、総務大臣にあっては地方公共団体にこの取組が浸透するよう周知に努めていただきたい旨の発言があったところ。	本年夏の地方公務員の「朝型勤務」について、国家公務員の取組を参考としつつ、各々の事務事業等に支障が生じないよう十分に留意の上、できるところから各団体の実情に即した柔軟な取組を検討していただくよう働きかけを実施。 (主な通知・説明会) 3/27 「夏の生活スタイル変革(朝型勤務)」について(平成27年3月27日付け総行公第22号公務員部長通知)発出。 5/28 「地方公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進担当課長会議」(対象:都道府県(人事担当課・市町村担当課)、指定都市(人事担当課))開催。	-	-	-	-	総務省
		「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の取組に関する企業や労使団体への働きかけ	夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させることで、長時間労働等の削減などの働き方の見直しの契機とする。	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行い、また、厚生労働省HP内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	-	-	-	-	厚生労働省
		・休暇中の者の仕事をカバーする労働者(「支える者」)が評価される仕組みに係る好事例を収集し、周知する。	働く女性の妊娠、出産、子育て等に係る家庭における支え合いを進める必要があるが、長時間労働や必ずしもライフスタイルに合わせて働けないことにより、男性が育児等に振り向ける時間が相対的に少なくなる等、支え合いのための時間的余裕が乏しくなっている。このため、長時間労働を抑制し、多様な働き方の普及等を自主的に進めるための情報提供を充実させる必要がある。	休暇中の者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う予定。	-	-	-	-	内閣官房
ウ) 支え合いを進めるための情報提供や支援の充実									
	○男性の育児休業取得・仕事と育児の両立の促進に係る支援策の拡充を図る。	・イクメンプロジェクトの実施により、部下の仕事と育児の両立を支援する上司(イクボス)の普及等を図り、経営者や管理職に対し、男性の仕事と育児の両立について意識改革を進める。 ・男性の育児休業取得状況等に関する調査を実施し、男性の育児休業取得率を高めるための実効性の高い方策について検討を進める等男性が育児を行うことを進める。	積極的に育児を行う男性「イクメン」を応援するとともに、男性の育児と仕事との両立支援に積極的に取り組む事業主を支援し、男性の育児休業取得を促進する。 男性の育児休業取得状況を含めた仕事と育児の両立の実態把握に関する調査を実施(当該テーマについてはH27年度のみ)。 また、積極的に育児を行う男性「イクメン」を応援するとともに、男性の育児と仕事との両立支援に積極的に取り組む事業主を支援し、男性の育児休業取得を促進する。	「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。来年度概算要求においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を要求している。 仕事と育児の両立の実態把握に関する調査結果については現在とりまとめ中。 また、「イクメン企業アワード」や参加型の公式サイトなどを通じて男性の育児休業取得に関する社会的な機運の醸成を図るとともに、企業及び個人に対し育児と仕事の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の育児と仕事の両立の促進を図る。来年度概算要求においては、企業への働きかけの強化、ホームページの運営の拡充等を要求している。	49,895	69,803	-	-	厚生労働省
					62,993	69,803	-	-	厚生労働省
	○女性の働き方に係る様々な「ロールモデル」を普及させる。	・ポジティブ・アクション展開事業 ・女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針	<ポジティブ・アクション展開事業> 女性がキャリア形成に当たり、悩みを抱えやすい一つの要因として、同性のロールモデルが不足している点があり、特に企業規模の小さな企業において課題であることが挙げられることから、ロールモデルとなる女性の育成支援を行うことが重要である。 <女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針> 女性活躍推進法の施行に併せて、企業における女性のロールモデルの育成が促進されるよう、効果的な取組について事業主行動計画策定指針で例示し、周知等を積極的に行う必要がある。	<ポジティブ・アクション展開事業> ロールモデルが不足しがちな中小企業の女性でも、キャリアプランを描きつつ就業継続ができるよう、社内では構築が難しい女性のネットワークを地域で形成していくための方法論、各地域におけるモデル事業の実施例等をハンドブックとしてとりまとめ、周知啓発を行っている。 <女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針> 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針において、企業における女性のロールモデルの育成等に係る効果的な取組について盛り込む方向で検討しているところ。	-	-	-	-	厚生労働省
									<女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針> 法令・制度改正 ・平成27年9月3日:労働政策審議会において検討開始 ・平成27年10月中の事業主行動計画策定指針の公布を目指し検討予定

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁
					関係予算		機構定員	その他	
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)			
	○期間雇用の労働者についても産休や育休の対象となることを周知するほか、育児休業からの復帰のためのプラン作りの支援、事業主への助成等を実施する。	育児・介護支援プラン導入プログラム事業(仮称)	中小企業における労働者の育児休業の取得及び休業後の円滑な職場復帰による継続就労等を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」の策定・利用を支援する。	来年度概算要求においては、中小企業における人材活用の促進、労働者(特に、期間雇用者)の育休取得及び育休取得後の円滑な職場復帰による継続就労を支援する「育児復帰支援プラン」の策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大することについて要求している。	467,290	1,325,862	-	-	厚生労働省
	○就職前から女性のキャリアアッププランを意識させるための周知啓発を実施する(例:高校や大学への出張講座等)。	女子学生向け就活ガイドの周知啓発	女子学生に対して、「女性だから事務職」、「女性は技術職では採用されない」という固定観念から離れて、広い視野を持ち、自分らしい職業選択を促すことが必要である。	就職活動においてチェックすべきこと、職場で活躍している女性からのメッセージや女性の活躍を促進している企業からのメッセージ、働く女性にとって役立つ法律などを紹介したパンフレットを作成し、周知啓発を行っている。	-	-	-	-	厚生労働省
	○妊娠・育児休業期間中休業している者等の仕事をカバーする労働者(「支える者」)が評価される仕組みに係る好事例を収集し、周知する。【(2)②ア再掲】	妊娠・育児休業中の者等の仕事をカバーする労働者が評価される仕組みに係る好事例収集・周知	働く女性の妊娠、出産、子育て等に係る職場における支え合いを進める必要があるが、女性が子育てしながら継続して働き続けやすい職場づくりやその支援体制が不足しているため、支え合いを自主的に進めるための情報提供を充実させる必要がある。	妊娠や育児により休業している者の代わりに業務を行う労働者を評価する人事制度を取り入れている企業の好事例を収集し、内閣官房のホームページにおいて公表を行う予定。	-	-	-	-	内閣官房
	○介護離職の防止に向けて、介護休業制度の従業員への周知強化、分割取得の在り方、介護期における柔軟な働き方の推進策、介護休業取得時の経済的負担軽減の在り方など、介護休業・休暇の取得促進に向け法的措置も含めて必要な対応を検討する。	・育児・介護休業法の見直し ・仕事と介護の両立支援事業 ・育児・介護支援プラン導入プログラム事業(仮称)	育児・介護休業法改正法附則第7条の規定を踏まえ、仕事と家庭の両立を容易にするための更なる方策等について、検討を行う。 また、介護離職の防止、介護休業の取得及び休業後の円滑な職場復帰による継続就労等を支援する。	育児・介護休業法については、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」において、仕事と介護を両立できる環境整備のため、介護期の柔軟な働き方の充実等について検討を行い、今後、労働政策審議会雇用均等分科会において議論を進めていく予定である。 仕事と介護の両立支援事業では、企業向け両立支援対応モデルに加え、介護に直直し休業を取得する労働者が発生した場合の個別の対応モデルである「介護支援プラン」を構築する等の拡充について要求している。 また、育児・介護支援プラン導入プログラム事業では、「育児復帰支援プラン」の策定に加えて対象を介護休業にも拡大し、仕事と介護の両立支援事業で構築した「介護支援プラン」の普及促進を図るなどの拡充を要求している。	514,506	1,378,656	-	法令・制度改正	厚生労働省
(3)豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組									
ア)夏の生活スタイル変革(ゆう活)【(2)②の一部再掲】									
		「ゆう活」	夏の生活スタイル変革(「ゆう活」)は、朝早くから働き始め、明るい夕方うちに仕事を終わらせ、夕方からは家族や友人との時間を楽しむことを推進してワークライフバランスを実現し、国民が豊かさを実感できるようにすることを目的とする。	「ゆう活」を国民運動として推進していく上での各種取組の取りまとめを行う。	-	-	-	-	内閣官房
	○働き方改革の契機となるよう、明るい時間が長い夏は、朝早くから働き始め夕方からの時間を有効に使えるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開する。官民挙げた取組とするため、国家公務員は率先して実施するほか、民間企業や地方自治体への働きかけを行う。	国家公務員における「ゆう活」の実施	国民運動として展開することとなった夏の生活スタイル変革(「ゆう活」)について、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視。 ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現すること ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること ③ 職員士の気向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること	9月27日に示した『国家公務員における「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務と早期退庁の勤業)の実施方針』により、平成27年7月及び8月に下記の内容を実施。 ・通常の勤務時間開始時刻(8:30~9:30)を1~2時間程度早め、7:30~8:30(終業時刻は16:15~17:15)等となるよう勤務時間を割振り(早出勤の活用) ・早出勤の職員は、原則定時退庁 ・期間中の毎週水曜日の全庁一斉定時退庁日には、本府省等(霞が関等)において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行(国会関係業務などの業務等がある場合を除く) ・期間中は、早出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底	-	-	-	-	内閣人事局
		「夏の生活スタイル変革(ゆう活)」の取組に関する地方公共団体への働きかけ	平成27年2月12日の施政方針演説において、安倍内閣総理大臣から、昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむという、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動(「夏の生活スタイル変革」)を展開するとの方針が示され、同年3月27日の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大臣から、総務大臣にあっては地方公共団体にこの取組が浸透するよう周知に努めていただきたい旨の発言があったところ。	本年夏の地方公務員の「朝型勤務」について、国家公務員の取組を参考としつつ、各々の事務事業等に支障が生じないよう十分に留意の上、できるところから各団体の実情に即した柔軟な取組を検討していただくよう働きかけを実施。 (主な通知・説明会) 3/27 「夏の生活スタイル変革(朝型勤務)について」(平成27年3月27日付け総行公第22号公務員部長通知) 発出。 5/28 「地方公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進担当課長会議」(対象:都道府県(人事担当課・市町村担当課)、指定都市(人事担当課))開催。	-	-	-	-	総務省
		「夏の生活スタイル変革」(ゆう活)の取組に関する企業や労使団体への働きかけ	夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させることで、長時間労働等の削減などの働き方の見直しの契機とする。	長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直しについて、全国で業界のリーディングカンパニー等を訪問し、トップに働きかけを行い、また、厚生労働省HP内で企業名と取組内容を公開し、気運の醸成を図っている。	-	-	-	-	厚生労働省
イ)共食(食育)の推進									
	○第2次食育推進基本計画に、家族との「共食」(家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること)は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させる精神的な豊かさをもたらすものとされており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進にも配慮しつつ「共食」の回数の増加を目指す。	食育基本法及び第2次食育推進基本計画	食生活スタイルの多様化が進んだ結果、食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身等様々な問題が引き起こされている。食の多様化は社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであるだけに短期間に問題をすべて解決することは困難であり、食育として粘り強く取り組むことが重要。 特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食べることも少なくない。生活時間の多様化とも相まって家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である。高齢者については経済的、物理的要因等により一部の高齢者の食生活の質が低下しているとの指摘があるが、高齢者が生き生きと生活できるような健全な食生活が確保されることが重要である。	第2次食育推進基本計画に、家族との「共食」(家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ること)は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させる精神的な豊かさをもたらすものとされており、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進にも配慮しつつ「共食」の回数の増加を目指す。	内閣府 食育推進経費 18,755の内訳	農林水産省 食育推進経費(国産農産物消費拡大対策調査等委託費) 86,716の内訳	○	-	内閣府

項目	女性活躍加速のための重点方針2015の「4. 暮らしの質の向上のための取組」について(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ) 該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段				担当省庁	
					関係予算		機構定員	その他		
					平成27年度予算額(千円)	平成28年度予算要求額(千円)				
ウ)	三世代同居・近居									
	○家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるようにするため、三世代同居・近居を希望する方がその希望を実現できるように三世代同居・近居を支援するための優遇策等の方策を検討する。	三世代同居に係る税制上の軽減措置の創設の検討	出産・子育てへの不安が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、安心して子どもを育てられる環境整備の手段として、世代間の助け合いを図るための三世代同居を促進するために、三世代同居に係る税制上の軽減措置を要望する。	・三世代同居を目的として、自ら所有し居住する住宅の三世代同居改修(キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設など)を行ったときに、工事費用の年末ローン残高の一定額を所得税額から一定期間控除(ローン型減税)するよう要望を行っているところ。 ・被相続人と相続開始時点で同居しており、かつ、同居期間が3年以上である親族(推定相続人に限定)が被相続人の所有する居住用宅地を相続により取得した場合、小規模宅地の特例による特定居住用宅地の減額幅を引き上げよう要望を行っているところ。	-	-	-	税制改正要望	内閣府	
エ)	街なか居住等の推進									
	○職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行う。	住宅市街地総合整備事業(街なか居住再生型)	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	中心市街地において、良質な住宅の供給や地区内の公共施設整備等を行う事業に対し、国が必要な費用の一部を支援する。	社会資本整備総合交付金 901,805,000の内数(再掲)	社会資本整備総合交付金 1,057,435,000の内数(再掲)	-	-	国土交通省	
オ)	テレワーク									
	○ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するため、専門家派遣等の人的サポート、セミナーやシンポジウムの開催を通じた普及啓発など、テレワークの導入促進に積極的に取り組む。	テレワークの導入促進	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用した、場所にとらわれない多様で柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)でも、「若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどのITサービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスと地域の活性化を実現する」とテレワークの促進が明記。	・テレワークの普及を促進するために、就業者を対象にテレワークの実施状況やテレワーカーの生活実態等を把握するためのテレワーク人口実態調査の実施。 ・地方都市等における働く場の創出等により、地方都市等の活性化に資するテレワーク展開拠点構築検討調査の実施。	50,000	25,000	-	-	国土交通省	
		ふるさとテレワーク推進事業	安倍政権下の成長戦略において「女性の活躍推進」が大きな柱として挙げられている中、テレワークは場所の制約を受けることのない柔軟な働き方を可能とすることで、女性の仕事と育児・介護の両立などワーク・ライフ・バランスを実現するものであり、その積極的な活用が期待されている。本施策では、地方創生に資する新たなテレワーク(ふるさとテレワーク)を推進するとともに、有識者を活用した人的サポート体制の拡充や、セミナー開催、女性のライフステージ(出産、育児)等に応じた柔軟な働き方に資する導入手順書の策定等を通じて、テレワークの全国での普及を促進し、企業における生産性の向上、就業者におけるワーク・ライフ・バランスの確立などを実現する。	平成26年度は、テレワーク導入を検討する企業等への専門家派遣(40社)を行うとともに、全国でセミナー(5箇所)を開催。また、厚生労働省と連携してテレワーク普及に向けたモデル構築のための実証を実施。これらの施策に加え、平成27年度は人的サポート体制拡充に向けた検討に着手しており、平成28年度に具体的な推進体制を確立する予定。	「ICTを活用した新たなワークスタイルの実現」 150,000	「ふるさとテレワーク推進事業」 900,000の内数	-	-	総務省	
		テレワーク推進フォーラムを通じた普及啓発	テレワーク月間のキャッチフレーズである「働くを、変える」を合言葉に、良質なテレワークの導入によるワークスタイル変革を醸成する。これにより、働く人がより豊かに生き、また、企業の生産性層向上に繋げ、経営に好循環をもたらすように関係省庁と連携し、テレワークの普及・促進に努力する。	関係省庁と連携して、テレワーク推進フォーラムを通じた事業者等への普及啓発や、テレワーク月間に向けてロゴマークを作成し、世の中への情報発信の強化を図る。	-	-	-	-	経済産業省	
		適正な労働条件下におけるテレワーク(雇用型)の推進	テレワークは、子育てや介護などの生活と仕事の両立を可能とする働き方である。そのため、適正な労働条件下における良質なテレワークを普及促進することにより、女性を含めたすべての労働者が、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするとともに、希望する就業形態を確保し、更なる労働参加を図る。	労務管理等に関する訪問コンサルティングの実施やセミナー・シンポジウムの開催、在宅テレワーク等を可能とするテレワークモデルの構築等を検討している。	1,134,214	1,406,779	-	-	厚生労働省	
		在宅就業者支援事業	在宅就業(在宅ワーク)は、育児等により就業機会が制約されやすい者にとって、時間や場所にとらわれることなく、それぞれの事情に合わせて柔軟に働くことができる就業形態である。在宅就業について、企業へ活用推奨等を実施するとともに、在宅就業者が適正な就業条件で安心して在宅就業に従事できるよう環境整備を行う。	在宅就業の普及を図るとともに、雇用と在宅就業との間の円滑な移行を実現するため、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催や、コンサルティング等を通じた企業への在宅就業の活用推奨等を実施するとともに、適正な就業条件で安心して在宅就業に従事できるよう「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行う。	37,883	37,197	-	-	厚生労働省	
カ)	駅や小売店等を活用した子供との外出を応援するサービス等の提供									
	○子供を連れての外出が、支障が少なく楽しいものとなるよう、駅や小売店等において、子供との外出を応援するためのサービス等の提供が行われるよう要請し、環境の整備を図る。あわせて、公共交通機関における優先的な乗車など、子供連れの家族への配慮が行われるよう要請する。	少子化社会対策大綱に基づき子育て世帯への配慮についての協力依頼	少子化対策を進める上で、子供・子育てに温かい社会をつくるのが重要であり、社会全体で子供連れの家族に対する支援を行うことが必要である。	公共交通機関等に対し、子供を連れての外出が、支障が少なく楽しいものとなるよう、配慮やサービスについて検討を要請しているところ。	-	-	-	-	内閣府	